

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和8年度 第1回河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会
2 開催日時	令和8年7月14日(火) 午後2時から午後4時
3 開催場所	河内長野市役所 本庁3階 301会議室
4 会議の概要	議題1 会長及び副会長の選任 議題2 河内長野市の介護保険事業報告について 議題3 河内長野市地域包括支援センターの事業実施状況について 議題4 高齢者福祉・介護保険制度に関する現状の動向について 議題5 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の評価について
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 地域福祉高齢課 高齢者支援G (内線 735・701)
8 その他	

* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

会議録

会 議 名	令和８年度 第１回河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会
出席者	委員：秦 康宏 大阪大谷大学人間社会学部 高井 博之 河内長野市医師会 中田 剛 河内長野市歯科医師会 笠原 恵太 河内長野市薬剤師会 新海 のり子 大阪府富田林保健所 玉崎 和実 河内長野市社会福祉協議会 吉田 妙子 河内長野市民生委員児童委員協議会 工藤 兼弘 河内長野市老人クラブ連合会 上田 治郎 介護保険被保険者（公募委員） 竹内 敏 介護保険被保険者（公募委員） 河内長野市： 今矢 麻衣子 まちインクルーシ部長 古谷 育子 総合健康部長 二井 康仁 地域福祉高齢課長 上原 泰三 介護保険課長 横濱 まどか 介護保険課 課長補佐 札ノ内良平 介護保険課 主幹 乾 星子 介護保険課 グループ長 中谷 飛鳥 介護保険課 グループ長 竹林 雄 広域福祉課（南河内広域事務室）主幹 岡田 哲郎 広域福祉課（南河内広域事務室）副主査 浦田 尚代 地域福祉高齢課 課長補佐 【事務局】 浜平 晶 地域福祉高齢課 【事務局】 河内長野市地域包括支援センター： 峯山 建道 東部地域包括支援センター長 佐藤 さよこ 中部地域包括支援センター長 山本 誠司 西部地域包括支援センター長 株式会社サーベイリサーチセンター （順不同・敬称略）
欠席者	なし
配付資料	○座席配置 ○河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員 一覧 ○資料1 河内長野市の介護保険事業報告について ○資料2 令和7年度介護サービス事業者への指導について ○資料3ー1 地域包括支援センターの事業実施状況について

	○資料3-2 地域包括支援センター 令和6年度事業報告書及び 令和7年度事業計画書 (参考資料) 市・地域包括支援センター 評価結果まとめ ○資料4 (サーベイリサーチセンター 作成資料) ○資料5 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の 施策評価(案) ○参考1 高齢者保健福祉計画等推進委員会の概要について ○参考2 河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会運営要綱
会 議 録	☐ 全文記録 ☒ 要点記録

1. 開会

2. 議題1 会長・副会長の選任

会長：秦委員、副会長：高井委員 に決定

3. 議題2 河内長野市の介護保険事業報告について

会長	それでは、次第に沿って議事進行を務めさせていただきます。 議題2 河内長野市の介護保険事業報告について、担当課より説明をお願いします。
事務局	(資料1 説明) (資料2 説明) 【審議】
委員	介護認定の割合が高い方が事業が行き届いているのか、高くなければ健康な高齢者が多いということなのか、どのように解釈すればよいか。
事務局	要支援の認定を受けても、介護状態にならないように予防をしっかりとされる方はサービスを使わない場合もあり、生活に支障が出てくるとなると介護保険を使う方も増えるといった傾向はあると思われる。 介護サービスの使い方は人それぞれなので、認定率の高い、低いだけでは一概にこうだというのは難しい。

委員	介護認定を受けているが、介護サービスを受けていない人の割合が全国と比較して高いというのはどういうことか。
事務局	認定を受けて、継続的なサービスを受けていない人が多い、ということになる。継続的なサービスではなく、住宅改修や福祉用具など一時的なサービスを利用する人が多い。
委員	ここ（P6 の表）には、一時的なサービスを利用する人が含まれていないのか。
事務局	この表は9月末の表であるので、その時点で介護サービスを使っている人のみが計上されている。
会長	他市と比較して少ない理由はあるのか。
委員	P7 の表を見ると、河内長野市は他市と比較して独居が少なく、家族と同居されている方が多くなっている。家族が家庭にいる割合が高い分、介護認定の割合も他市より低くなっているかもしれない。
事務局	そういった可能性はあると思われる。お示ししているのは9月におけるデータなのでたまたまこうなった可能性もあるが、本市においては、住宅改修や福祉用具の単発利用が多いという印象はある。
会長	P14 の施設整備について、入札不調により整備事業者が辞退とのことであるが、これは介護人材の不足でなく、（施設の建設における）建築業界の人手不足ということではなかったか？
事務局	そうであると思われる。

4. **議題3** 河内長野市地域包括支援センターの事業実施状況について

会長	議題3 河内長野市地域包括支援センターの事業実施状況について、地域包括支援センターから報告をお願いする。
事務局	（資料3-1、3-2 説明） 【審議】
委員	虐待の相談件数について中部が多くなっているのもその理由と、どんな内容か教えてほしい。

事務局	単純に担当区域の高齢者数が多いのもあり、中部包括では社会福祉士が多くなっているので虐待や権利擁護関係に対してアンテナが張られているのかと思う。 すべての相談が虐待案件ではなく、虐待が疑われるようなものも含まれている。内容としては、ケアマネジャーから「ご家族が本人の年金を勝手に使っている」といった相談やご近所から「暴言が聞こえる」などの相談がある。
会長	警察からの相談はあるのか。
事務局	警察は、行政の方に通報するので、その後、各包括とは情報共有する形になっている。
委員	この虐待件数には施設の虐待も含まれているのか。
事務局	在宅の方の虐待相談件数になるので、施設は含まれていない。
委員	東部の成年後見制度の相談が増えているが、研修をしたなどの要因があるのか。
事務局	研修は包括全部で実施するため、昨年度は、たまたまこうなったということかと思う。
会長	包括の場合、直にケアプランを立てることもあれば委託することもあるかと思う。全国的にもケアマネジャーの不足であるとかケアマネジャーの担い手の高齢化などの聞いたこともあるが、そういった点、包括ではどのように考えているのか。
事務局	ケアプランを委託しようにも予防の報酬が低いのが原因なのか敬遠される方もいらっしゃる。依頼を4～5件かけてようやく引き受けていただける、といった具合である。 ケアマネジャーの人手不足は、要介護の方も含めて心配しているところ
事務局	どこの包括もプランを引き受けてもらうのに時間がかかっているのが現実。河内長野市に住民票があり、他市に居住している人について、予防のケアマネジャーを探してと言われるとすごく苦勞する。
事務局	当センターでもそうだが、介護に携わる方々の高年齢化は進んでいると思う。人材確保に関しても、募集しても応募がなく、人材紹介に頼むにしても費用がかかる。 人材不足の解消のためには何か手を打っていかなければならない。

委員	包括的継続的ケアマネジメントの西部の数が減っているのはなぜか。
事務局	これまでの集計では、他のケースとの重複があったりしたことから、集計の方法を改め、件数が減ったように見える。

5. **議題4** 介護保険事業計画の策定に向けて

議題5 第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の評価について

会長	例年の会議で取り扱う議題が終わりまして、これ以降は次期計画である第10期計画に関する議題となる。 まず、議題4 介護保険事業計画の策定に向けて、サーベイリサーチセンターさんより説明をお願いします。
事務局	(資料4 説明)
会長	ただいま説明のあった現状の制度の動向について、次の議題5にも大きく関係してくるものになるため、これらの議題はまとめて審議したいと思う。 事務局より議題5 第9期計画の評価について、説明をお願いします。
事務局	(資料5 説明) 【審議】
委員	災害・感染症に対する備えと支援について B 評価の理由を知りたい
事務局	災害時において、要援護者と呼ばれる支援が必要な方々の避難名簿はあるものの、さらに詳細な個別避難計画はまだ策定できていないため、B 評価としている。
会長	進捗状況の評価について、評価の尺度を説明した凡例はないのか。
事務局	現行計画 P41 を見ていただくと、評価の考え方を載せている。本日の会議で配付した資料は、こうした凡例を省略しているが、次の会議でお配りする第10期計画の素案では記載されるものである。
会長	第8期計画の評価は3段階だったが、今回は4段階なのか。
事務局	評価は、A～Dまでであるが、D評価は市で事業整理や廃止を行ったりして評価外となったもの。原則としてはA～Cの3段階で変わりはない。
会長	B 評価について、現行計画（に記載される第8期計画の評価）では取り組

	みがある程度進んでいるとあるが、先ほどの説明では取組みに課題があるとしていたが、どちらが正しいのか。
事務局	取組み自体は進んでいるものの、やはり各事業、色々な課題はある。中にはその課題のせいで計画に記載している事項ができていない、しかしまったくやっていないわけでもない、そうしたものをB評価としている。
会長	専門用語がたくさん出てきているが、最後に解説を入れてはどうか
事務局	第10期計画の素案を作成するタイミングで検討してみる。
委員	高齢者にやさしいまちづくりの推進の項目がAとなっているが、まだまだ不満もあると思う。たとえば公共交通の利用促進のためおでかけチケットを配ったとあり、改善されている部分もあると思うが、バスのダイヤが非常に不便になっている。バスの無料デーも土曜日に限定されると役所に行く時とははすごく不便であり、改善もされていない。こういった中でA評価をしているのはどういうことなのか。
事務局	事務局から答えさせていただく。 公共交通に関しましては、運転手の確保やバス路線廃止の問題、ご高齢者の買い物等に使える移動手段の確保など、河内長野市だけではなく全国的に大きな課題になっている。 ひとまず評価について説明すると、これはあくまでこの現行の高齢者保健福祉計画の評価になりますので、計画で予定していた事項を実施できていればA評価としておりますが、これをもって他の課題がなくなったというわけではない。 次の会議で10期計画の素案の示すので、できればそこでの書きぶりを見て、河内長野市が今後3ヶ年実施する施策についてのご意見をいただきたい。
委員	バスの路線やダイヤの変更に 대해서는バス会社にも事情があることは承知しているが、高齢者にやさしいまちづくりというなら土曜限定の無料ではなく、100円で乗ることができるバスを導入するなど、もっと自由に使えるようにしてほしい。そういった点からこれがA評価とするとどうなのかと思う。
事務局	最終評価は、第10期計画の素案で示すことになるので、担当課と協議をさせていただく。
会長	高齢者の交通問題ということで貴重なご意見をいただいた。一方で、この計画は、高齢者の保健福祉や介護に関して定めるものになるので、そういつ

た観点からいうと公共交通は少し大きな問題になりすぎるかもしれない。この計画の中で達成可能な目標設定というものを考えてみたい。

会長 ニーズ調査は既に終わっているのか？

事務局 昨年度にアンケート調査は実施している。この結果については、次回、計画素案を示す際に説明する予定となっている。

委員 尼崎市では、認知症カフェに認知症の方があまり来ていなかったということもあった。こういった事例もあるので施策がターゲットに届くように考えてほしい。

委員 前回の計画に比べ評価が甘いように思う。もう少しシビアに評価するべきと思う。

7. 閉会

河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会委員 一覧

任期：令和8年6月10日～令和11年6月9日

氏 名	選出団体等
秦 康宏	大阪大谷大学人間社会学部
高井 博之	河内長野市医師会
中田 剛	河内長野市歯科医師会
笠原 恵太	河内長野市薬剤師会
新海 のり子	大阪府富田林保健所
玉崎 和実	河内長野市社会福祉協議会
吉田 妙子	河内長野市民生委員児童委員協議会
工藤 兼弘	河内長野市老人クラブ連合会
上田 治郎	介護保険被保険者(公募委員)
竹内 敏	介護保険被保険者(公募委員)

◎:会長 ○:副会長 (順不同・敬称略)

河内長野市の 介護保険事業報告について

令和8年7月14日

河内長野市 介護保険課

1. 高齢者の状況

(1) 高齢化率

本市の令和7年9月末人口は、【表1】のとおり 96,861 人となっている。

また、高齢者人口（65 歳以上）は 36,564 人で、【表2】に示すとおり、高齢化率は 37.7%である。75 歳以上及び 85 歳以上の人口はそれぞれ 22,117 人、6,519 人であり、高齢化率についてはそれぞれ 22.8%、6.7%となっている。

近隣市・大阪府（全体及び南河内地域）と比較しても、本市の高齢化率は高く、また全国平均よりも高い。
大阪府内の市（町村を除く）の中で、最も高い高齢化率となっている。

【表1】

下段は前年比（単位：人）

	総人口	65 歳未満	65～74 歳	75～84 歳	85 歳以上
河内長野市	96,861 (▲1,347)	60,297 (▲1,279)	14,447 (▲567)	15,598 (259)	6,519 (240)
富田林市	104,904 (▲1,093)	71,134 (▲1,190)	13,608 (▲459)	14,069 (285)	6,093 (271)
大阪狭山市	57,454 (▲306)	41,112 (▲312)	6,357 (▲194)	6,970 (74)	3,015 (126)
大阪府	8,777,998 (7,683)	6,410,326 (14,707)	922,593 (▲32,519)	993,667 (6,259)	451,412 (19,236)
(南河内)	568,171 (▲4,457)	387,492 (▲3,887)	69,623 (▲2,604)	77,657 (568)	33,401 (1,468)
全国	123,219,000 (▲583,000)	86,998,000 (▲566,000)	14,947,000 (▲519,000)	14,353,000 (329,000)	6,920,000 (167,000)

【表2】

	高齢化率 (65 歳以上)	高齢化率 (75 歳以上)	高齢化率 (85 歳以上)
河内長野市	37.7%	22.8%	6.7%
富田林市	32.2%	19.2%	5.8%
大阪狭山市	28.4%	17.4%	5.2%
大阪府	27.0%	16.5%	5.1%
(南河内)	31.8%	19.5%	5.9%
全国	29.4%	17.3%	5.6%

※本市は、人口統計表（市民窓口課）より、富田林市・大阪狭山市は各市HP統計より、大阪府（全体及び南河内地域）は府HP推計人口より、

全国は「年齢（5 歳階級）、男女別人口（2025 年 10 月令和 2 年国勢調査を基準とする確定値）」（総務省統計局HP）より

※市は令和 7 年 9 月 30 日現在、大阪府（全体及び南河内地域）、国は令和 7 年 10 月 1 日現在

注)端数処理の関係で、各年齢の合計と総数が一致しないものがあります。

（２）高齢者分布割合

高齢化率は、高い値を示しているが、高齢者における分布割合を見ると、全体的に 75 歳以上の後期高齢者の割合が増加し、75 歳未満の前期高齢者の占める割合が減少している。

【表 3】

	65 歳～74 歳	75 歳～84 歳	85 歳以上
河内長野市	39.5% (▲1.5)	42.7% (0.8)	17.8% (0.7)
富田林市	40.3% (▲1.5)	41.7% (0.8)	18.0% (0.7)
大阪狭山市	38.9% (▲1.2)	42.7% (0.5)	18.4% (0.7)
大阪府	39.0% (▲1.2)	42.0% (0.4)	19.1% (0.9)
(南河内)	38.5% (▲1.3)	43.0% (0.5)	18.5% (0.9)
全国	41.3% (▲1.4)	39.6% (0.9)	19.1% (0.5)

下段は前年比

注)端数処理の関係で、総数が 100%と一致しないものがあります。

（３）高齢者分布割合（75 歳～84 歳）の経年変化

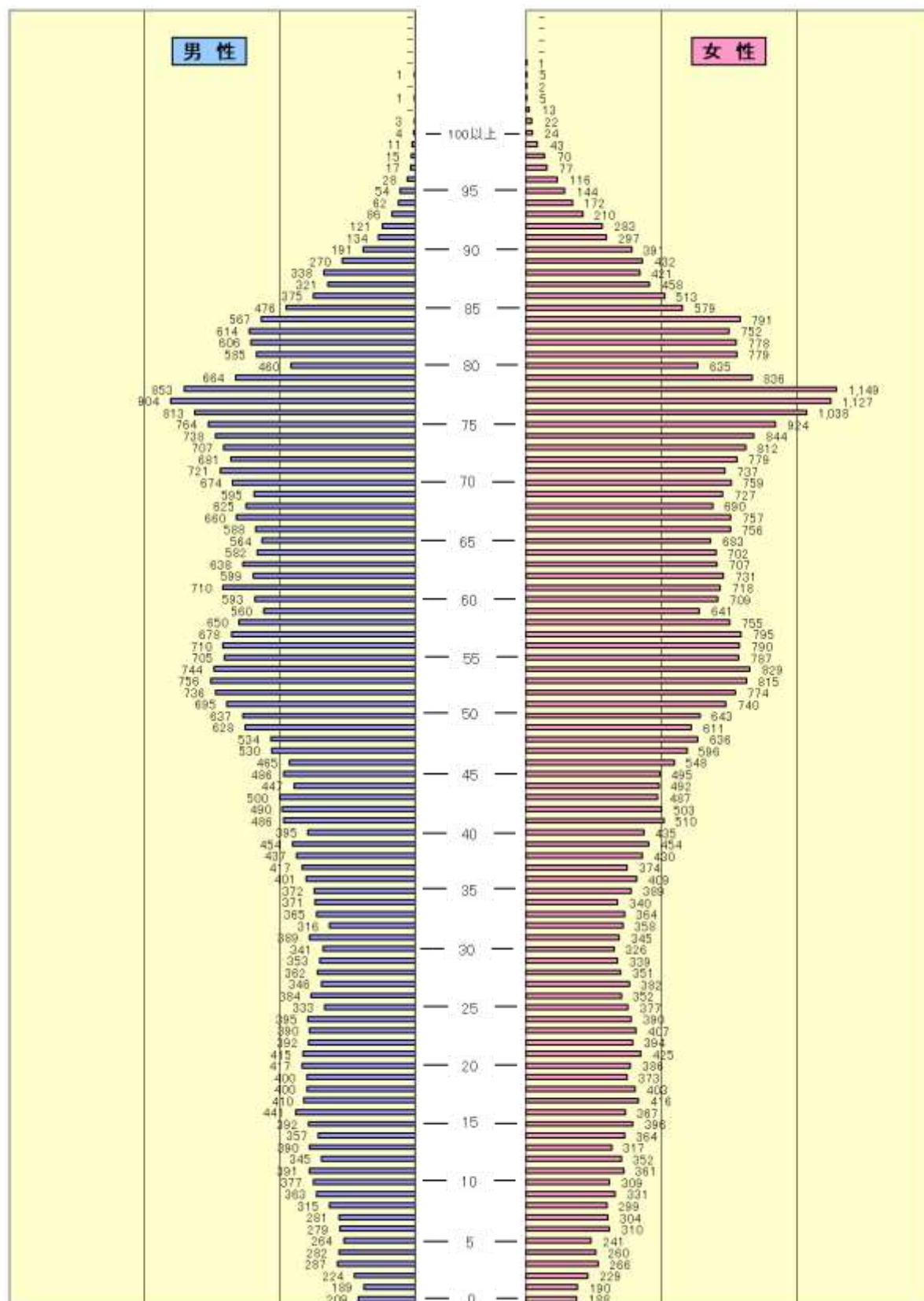
本市における 75 歳～84 歳の分布率の経年比較でみると、【表 4】のとおり徐々に増加し続けており、令和 7 年には 42%を超える状況となっている。

【表 4】

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
河内長野市	36.2%	38.1%	39.9%	41.9%	42.7%

(4) 河内長野市人口ピラミッド

(令和8年3月末現在)



(出典) 住民基本台帳 (外国人住民を含む)

人口 96,039 人 (男 45,091 人 女 50,948 人)
世帯 47,481 世帯

2. 介護保険事業の状況

(1) 認定者の状況

認定者の状況については、【表5】のとおり令和3年度より増加傾向である。後期高齢認定者数が増加し、それに伴い認定率も上昇している。

認定率については、全国平均より高く、大阪府平均より低い状況である。

【表5】

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
前期高齢認定者(人)	963	873	804	750	769	780	755	711	706	689
後期高齢認定者(人)	6,313	6,204	6,357	6,152	6,287	6,359	6,655	6,928	7,201	7,603
認定者数(人)	7,276	7,077	7,161	6,902	7,056	7,139	7,410	7,639	7,907	8,292
第1号被保険者数(人)	34,559	35,180	35,611	35,969	36,294	36,357	36,395	36,459	36,429	36,376
認定率	21.1%	20.1%	20.1%	19.2%	19.4%	19.6%	20.4%	21.0%	21.7%	22.8%

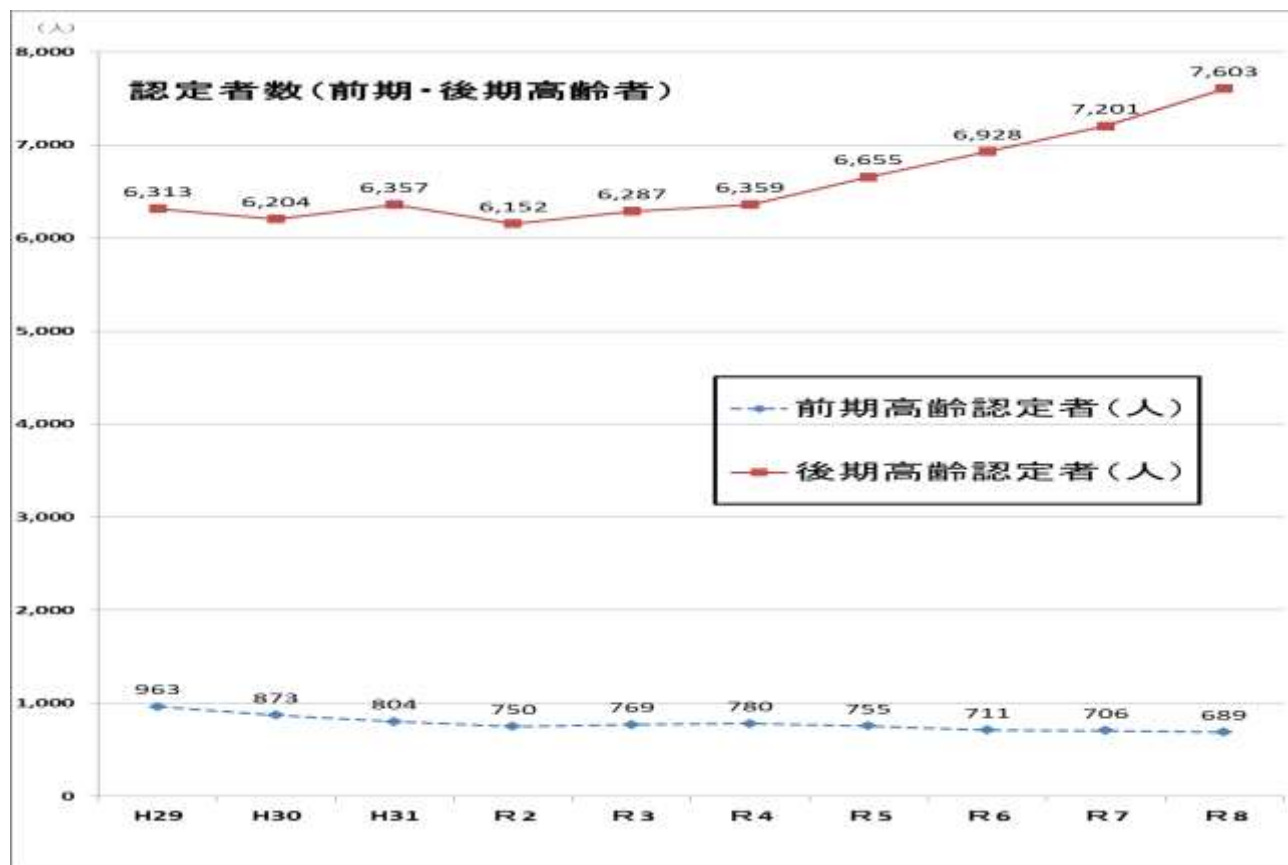
※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
※（時点）令和8年3月末(2026年3月末)

<参考>

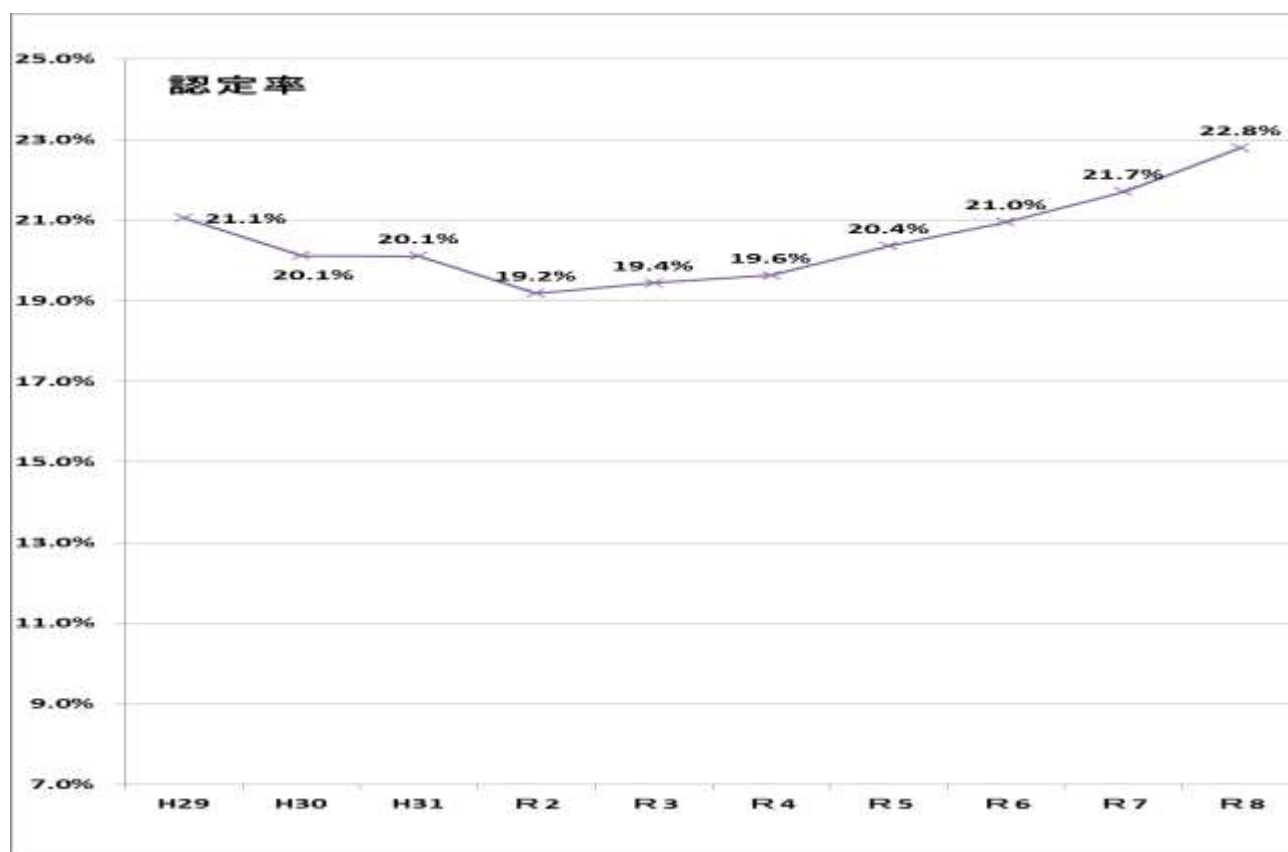
項目	河内長野市	大阪府	全国
認定者数(人)	8,292	594,229	7,225,575
第1号被保険者数(人)	36,376	2,344,278	35,854,931
認定率	22.8%	25.4%	20.2%

※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」月報
※（時点）令和8年3月末(2026年3月末)

<認定者数の推移（H29年～R8年）>



<認定率の推移（H29年～R8年）>



（２）認定者数と受給者数

要介護認定を受けている方（認定者）のうち、介護サービスを利用している方（受給者）の割合（受給率）は、69.6%であり近隣市・大阪府・全国のいずれをも下回っており、要介護認定を受けているが、介護サービスを利用していない人の割合が高くなっている。

【表６】

項目		河内長野市	富田林市	大阪狭山市	大阪府	全国
合計受給者数	(人)	5,687	5,809	2,783	430,947	5,520,259
合計認定者数	(人)	8,176	7,571	3,646	580,114	7,203,157
受給率	(%)	69.6%	76.7%	76.3%	74.3%	76.6%

※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※（時点）令和 7 年 9 月末（2025 年 9 月末）

（３）介護度別の認定者数と受給者数

認定者数と受給者数を比較すると、認定者のうち 2,489 人が介護サービス未利用となっている。介護サービス未利用者を介護度別にみると、要支援 1 の 70.9%、要支援 2 の 51.5%が介護サービスを利用しておらず、介護サービス未利用者全体の 67.4%を占めている。

要支援 1 及び 2 の介護サービス未利用率が高い理由は、要支援 1 及び 2 の中には介護サービスではなく、総合事業サービス受給者（要支援 1 で 393 人、要支援 2 で 284 人）が多く含まれていることがあげられる。

介護度が上がるとともに、未利用率が減少しているが、要介護 4・5 になると未利用率が若干増加傾向となる。これは、重度化により、医療保険の分野（入院や医療療養型施設など）へ移行していることが理由であると考えられる。

【表 7】

項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
認定者数（人）	1,568	1,100	1,704	1,294	969	897	644	8,176
受給者数（人）	456	534	1,326	1,163	889	787	532	5,687
施設サービス	0	0	21	55	172	264	224	736
居住系サービス	16	12	50	58	67	46	25	274
在宅サービス	440	522	1,255	1,050	650	477	283	4,677
サービス未利用者（人）	1,112	566	378	131	80	110	112	2,489
未利用率	70.9%	51.5%	22.2%	10.1%	8.3%	12.3%	17.4%	30.4%
構成比	44.7%	22.7%	15.2%	5.3%	3.2%	4.4%	4.5%	100.0%
総合事業サービス受給者（人）	393	284	0	0	0	0	0	677

※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※（時点）令和 7 年 9 月末（2025 年 9 月末）

(4) 介護サービス種類別受給者数

本市における介護サービス種類別受給者数の構成は、近隣市、大阪府や全国と比較して在宅サービスの利用割合が82.2%と高い一方、特別養護老人ホームなどの施設サービスの割合が比較的低いという特徴がある。

(※ただし、在宅サービスには性質上施設サービスに近いロングショート利用者が含まれる。詳細は次項参照。)

これは、下の参考データのとおり、65歳以上の高齢者を含む世帯に占める独居世帯の割合が、近隣や大阪府全体と比較し低いことから、支援者となりえる同居家族がおり、施設サービスより在宅サービスを希望している可能性が高いと考えられる。

【表8】

区分	河内長野市		富田林市		大阪狭山市		大阪府		全国	
	受給者数(人)	割合	受給者数(人)	割合	受給者数(人)	割合	受給者数(人)	割合	受給者数(人)	割合
施設サービス	736	13.0%	875	15.1%	345	12.4%	56,875	13.2%	1,039,845	18.8%
居住系サービス	274	4.8%	257	4.4%	227	8.2%	31,684	7.4%	511,824	9.3%
在宅サービス	4,677	82.2%	4,677	80.5%	2,211	79.4%	342,388	79.4%	3,968,590	71.9%
合計	5,687	100.0%	5,809	100.0%	2,783	100.0%	430,947	100.0%	5,520,259	100.0%

※(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※(時点)令和7年9月末(2025年9月末)

＜参考データ：65歳以上の高齢者を含む世帯に占める独居世帯の割合＞

		河内長野市	富田林市	大阪狭山市	大阪府
高齢者を含む世帯数	(世帯)	22,502	21,264	10,244	1,568,487
高齢独居世帯数	(世帯)	6,061	6,412	3,172	567,399
割合	(%)	26.94	30.15	30.96	36.17

※(出典)総務省「国勢調査」

※(時点)令和2年度(2020年度)

(5) 受給者1人あたりの給付月額(在宅・居住系サービス)

受給者1人あたりの給付月額は、近隣他市、大阪府、全国と比較して低い水準となっている。

これは、介護給付等適正化事業(ケアプラン点検等)の取り組み等による効果と考えられる。

【表9】

受給者1人あたり給付月額(在宅・居住系サービス)

『差』は、比較対象自治体等と河内長野との差

要介護度	河内長野市	富田林市		大阪狭山市		大阪府		全国	
		金額(円)	差(円)	金額(円)	差(円)	金額(円)	差(円)	金額(円)	差(円)
要支援1	2,093	1,766	-327	1,917	-176	1,999	-94	1,997	-96
要支援2	3,357	4,491	1,134	4,932	1,575	3,375	18	4,026	669
要介護1	23,317	17,171	-6,146	20,439	-2,878	21,343	-1,974	28,074	4,757
要介護2	27,268	28,963	1,695	28,464	1,196	31,697	4,429	31,461	4,193
要介護3	29,829	30,865	1,036	28,465	-1,364	30,873	1,044	27,872	-1,957
要介護4	25,860	29,403	3,543	30,497	4,637	30,844	4,984	24,529	-1,331
要介護5	20,182	27,439	7,257	21,651	1,469	28,755	8,573	17,632	-2,550

※(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※(時点)令和7年9月末(2025年9月末)

(6) サービス種類別受給者1人あたり給付月額(在宅・居住系サービス)

サービス種類別の受給者1人あたり給付月額では、⑧短期入所生活介護、⑮小規模多機能型居宅介護などが近隣市、全国、大阪府と比較して特に高い一方で、⑯看護小規模多機能型居宅介護は比較的低い。⑧短期入所については、利用日数の長い『ロングショート(ショートステイの継続利用)』が多いことが主な要因であると考えられる。ロングショートは、特別養護老人ホーム等への入所を希望しても既存施設が満床である等の理由によって入所することができない人(待機者)等が、やむを得ず長期に短期入所生活介護を利用するケースが大半を占める。そのため、性質としては在宅サービスではなく施設サービスに近いといえる。本市では、重度者のうち施設への入所を希望する方にかかる入所までの一時的なケアを短期入所生活介護が担うケースが多いことから、ロングショートが多い傾向にある。

上段:給付月額(円) 下段:利用日数・回数

サービス種類	河内長野市	富田林市	大阪狭山市	大阪府	全国
① 訪問介護	101,659 37.9	122,942 47.8	110,262 41.6	120,905 42.4	86,397 29.6
② 訪問入浴介護	68,439 5.2	71,785 5.5	75,658 6.0	69,604 5.2	66,684 5.1
③ 訪問看護	40,600 9.6	38,392 9.4	39,755 8.9	42,398 9.7	41,893 9.1
④ 訪問リハビリテーション	34,238 11.5	39,516 13.1	43,807 14.4	38,458 12.5	35,007 11.9
⑤ 居宅療養管理指導	16,108 -	17,638 -	16,450 -	17,921 -	13,526 -
⑥ 通所介護	67,017 8.4	72,302 9.0	73,354 9.2	75,136 9.4	84,522 10.7
⑦ 通所リハビリテーション	63,372 5.6	49,812 4.7	50,498 4.6	59,481 5.6	59,254 5.6
⑧ 短期入所生活介護	152,281 17.6	131,021 14.2	141,998 15.3	113,390 12.0	108,662 12.3
⑨ 短期入所療養介護	90,226 6.9	84,199 6.9	62,293 5.0	94,637 7.4	89,564 7.5
⑩ 福祉用具貸与	11,399 -	12,579 -	12,083 -	13,007 -	12,365 -
⑪ 介護予防支援・居宅介護支援	14,292 -	12,787 -	12,863 -	13,981 -	13,244 -
⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	200,686 -	174,187 -	165,387 -	190,899 -	174,981 -
⑬ 地域密着型通所介護	56,491 7.4	63,599 8.3	39,637 6.6	66,851 8.6	74,954 9.3
⑭ 認知症対応型通所介護	113,172 10.4	121,040 10.3	120,775 9.9	116,690 10.5	121,450 10.7
⑮ 小規模多機能型居宅介護	244,118 -	201,637 -	206,307 -	213,651 -	200,067 -
⑯ 看護小規模多機能型居宅介護	207,656 -	317,175 -	280,753 -	290,316 -	272,680 -
⑰ 認知症対応型共同生活介護	278,678 -	274,138 -	285,356 -	277,414 -	268,395 -
⑱ 特定施設入居者生活介護	179,106 -	190,278 -	205,029 -	194,906 -	188,803 -

※(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※(時点)令和7年9月末(2025年9月末)

(7) サービス基盤の状況について

令和8年4月1日現在の介護保険サービス基盤の状況は、以下のとおりであり、前年度から大きく変わっていない。

サービス区分			合 計 A	前年度 B	A－B
居宅介護支援事業者			37	36	1
居宅サービス	訪問	介護(ホームヘルプ)	53	52	1
		看護(リハビリを含む)	27	26	1
		訪問入浴	2	2	0
	通所	介護(デイ)	21	20	1
		リハ(デイケア)	3	3	0
	短期入所	生活介護:特養等	11	11	0
		療養介護:老健等	3	3	0
	福祉用具貸与・販売		12	12	0
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護		7	7	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		2	2	0
	小規模多機能居宅介護		1	1	0
	看護小規模多機能居宅介護		2	2	0
	地域密着型通所介護		21	19	2
	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	施設数	10	10	0
		ユニット数	13	13	0
		定員数	117	117	0
	地域密着型 介護老人福祉施設 (小規模特養)	施設数	4	4	0
		定員数	113	113	0
特定施設入居者生活介護		施設数	5	5	0
		定員数	262	262	0
施設サービス	介護老人福祉施設	施設数	6	6	0
		定員数	492	492	0
	介護老人保健施設	施設数	3	3	0
		定員数	260	260	0
	介護医療院	施設数	0	0	0
		定員数	0	0	0
事業所・施設等合計			230	224	6

3. 介護保険事業計画の進捗状況

(1) 高齢者の状況

総人口については、【表 10】のとおり計画値を若干上回り、後期高齢者人口については若干下回るものの、高齢化率としてはほぼ計画どおりとなっている。

【表 10】

	総人口 (人)	高齢者人口 (人)					高齢化率 (%)
			前期高齢者		後期高齢者		
			高齢者数 (人)	構成比率 (%)	高齢者数 (人)	構成比率 (%)	
計画値①	96,695	36,550	14,409	39.42	22,141	60.58	37.80
実績値②	96,861	36,564	14,447	39.51	22,117	60.49	37.75
乖離値②-①	166	14	38	0.09	△ 24	△0.09	△0.05

※（時点）令和 7 年 9 月末（2025 年 9 月末）

第1号被保険者数は、合計で 36,372 人となっており、第9期における計画値より 64 人多くなっている。

【表 11】

所得 段階	対象者		基準額に対す る割合	人数 (実数)	人数 (計画)
第1 段階	生活保護受給者 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者		基準額 × 0.455 <0.285>	5,573 人	6,000 人
	世帯全員市民税非課税で、 課税年金収入額とその他の合 計所得金額の合計額が	82.65 万円以下の人			
第2 段階		82.65 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.635 <0.435>	2,724 人	2,735 人
第3 段階		120 万円を超える人	基準額 × 0.69 <0.685>	2,347 人	2,503 人
第4 段階	市民税課税世帯に属する 本人市民税非課税で、	82.65 万円以下の人	基準額 × 0.85	4,213 人	4,924 人
第5 段階	課税年金収入額とその他の合 計所得金額の合計額が	82.65 万円を超える 人	基準額	4,803 人	4,387 人
第6 段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が	135 万円未満の人	基準額 × 1.10	4,740 人	4,947 人
第7 段階		135 万円以上 220 万円未満の人	基準額 × 1.25	6,535 人	6,109 人
第8 段階		220 万円以上 330 万円未満の人	基準額 × 1.50	2,742 人	2,445 人
第9 段階		330 万円以上 420 万円未満の人	基準額 × 1.70	1,135 人	952 人
第10 段階		420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 × 1.80	565 人	450 人
第11 段階		520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 × 1.90	268 人	198 人
第12 段階		620 万円以上 800 万円未満の人	基準額 × 2.00	212 人	197 人
第13 段階		800 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額 × 2.10	146 人	118 人
第14 段階		1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	基準額 × 2.20	174 人	165 人
第15 段階		1,500 万円以上の人	基準額 × 2.30	195 人	178 人
合計				36,372 人	36,308 人

(計画値は令和8年9月末見込)

(実数値は令和8年4月1日有資格者の令和8年6月末賦課状況)

(2) 認定者の状況

認定者数についてみると、【表 12】のとおり要支援 1 から要介護 2 及び要介護 5 で実績値が計画値を上回っており、要介護 3 及び要介護 4 で下回っている。全体としては実績値が計画値を 157 人上回っている。認定率については【表 13】のとおり第 1 号被保険者における認定率が 22.44%となっており、計画値を 0.48 ポイント上回っている。

【表 12】介護度別認定者数（第 2 号被保険者を含む）

(人)

区分	要支援 1	要支援 2	要支援計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要介護計	認定者数
計画値①	1,479	1,103	2,582	1,698	1,240	1,053	961	599	5,551	8,133
実績値②	1,576	1,116	2,692	1,729	1,321	987	906	655	5,598	8,290
乖離値②-①	97	13	110	31	81	△ 66	△ 55	56	47	157

※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※（時点）令和 7 年 9 月末（2025 年 9 月末）

【表 13】第 1 号被保険者の認定率

区分	第 1 号被保険者数 (人)	認定者数 (人)	認定率 (%)
計画値①	36,550	8,026	21.96
実績値②	36,427	8,176	22.44
乖離値②-①	△ 123	150	0.48

※（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※（時点）令和 7 年 9 月末（2025 年 9 月末）

(3) 介護給付費（施設・居住系・在宅サービス）の状況

施設、居住系、在宅サービスにかかる介護給付費の決算額は、対計画比約 90.1%、対前年決算額比約 104.3% の約 104 億 8,300 万円となった。決算額の対計画比のうち特に割合が小さかったサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 49.5%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 49.5%、看護小規模多機能型居宅介護 44.2%、特に割合が大きかったサービスは居宅療養管理指導 118.7%、地域密着型通所介護 111.6%となっている。

単位：円

サービスの種類		R6			R7		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設	小計	3,007,809,000	2,574,530,945	85.6%	3,306,554,000	2,653,260,590	80.2%
	介護老人福祉施設	1,585,996,000	1,329,519,211	83.8%	1,652,581,000	1,407,261,574	85.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	428,581,000	327,554,598	76.4%	647,852,000	320,815,705	49.5%
	介護老人保健施設	964,073,000	884,895,313	91.8%	976,925,000	905,444,898	92.7%
	介護医療院	29,159,000	32,561,823	111.7%	29,196,000	19,738,413	67.6%
居住系	小計	799,647,000	720,392,116	90.1%	937,176,000	731,671,464	78.1%
	特定施設入居者生活介護	386,428,000	343,314,763	88.8%	404,787,000	366,434,810	90.5%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	413,219,000	377,077,353	91.3%	532,389,000	365,236,654	68.6%
在宅	小計	6,855,771,000	6,755,183,577	98.5%	7,385,426,000	7,097,838,399	96.1%
	訪問介護	1,569,938,000	1,660,371,958	105.8%	1,688,963,000	1,837,491,458	108.8%
	訪問入浴介護	45,398,000	38,396,252	84.6%	48,553,000	39,320,303	81.0%
	訪問看護	525,487,000	503,296,890	95.8%	586,076,000	555,653,530	94.8%
	訪問リハビリテーション	64,145,000	57,900,161	90.3%	66,361,000	53,208,538	80.2%
	居宅療養管理指導	176,132,000	188,406,788	107.0%	180,319,000	214,022,865	118.7%
	通所介護	951,233,000	867,807,691	91.2%	986,192,000	932,303,508	94.5%
	地域密着型通所介護	299,027,000	315,330,326	105.5%	309,610,000	345,635,287	111.6%
	通所リハビリテーション	510,776,000	492,678,942	96.5%	539,765,000	485,709,410	90.0%
	短期入所生活介護	877,475,000	873,245,843	99.5%	892,564,000	812,581,873	91.0%
	短期入所療養介護	72,727,000	60,403,998	83.1%	73,852,000	68,312,455	92.5%
	福祉用具貸与	386,619,000	398,638,200	103.1%	398,374,000	418,945,686	105.2%
	特定福祉用具販売	23,008,000	23,343,157	101.5%	27,062,000	24,357,852	90.0%
	住宅改修	83,411,000	74,390,811	89.2%	88,311,000	73,639,149	83.4%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	144,576,000	110,430,666	76.4%	224,706,000	111,186,836	49.5%
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	168,400,000	152,357,097	90.5%	191,455,000	154,444,945	80.7%
	小規模多機能型居宅介護	74,179,000	74,943,383	101.0%	84,363,000	75,562,366	89.6%
	看護小規模多機能型居宅介護	135,010,000	97,387,439	72.1%	226,671,000	100,178,540	44.2%
	介護予防支援・居宅介護支援	748,230,000	765,853,975	102.4%	772,229,000	795,283,798	103.0%
合計		10,663,227,000	10,050,106,638	94.3%	11,629,156,000	10,482,770,453	90.1%

対前年度比		
計画値	実績値	実績値増減率
965,929,000	432,663,815	104.3%

(4) 施設整備の状況

第9期河内長野市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、公募により整備事業者を決定した次の施設の整備について、物価高騰及び人手不足等を理由とする入札不調のため、計画期間内の整備が困難となった。

事業者

- ・ 社会福祉法人 恩徳福祉会（住所：大阪府吹田市岸部南1-4-24、代表者：岡田 宗修）

地域密着型サービス等事業の内容

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員 29 人
（併設の短期入所生活介護 11 床を含め合計 40 床、10 名/ユニット×4）
- ・ 認知症対応型共同生活介護 定員 18 人
（9 名/ユニット×2）

4. 介護予防支援について

令和6年4月1日の介護保険法改正により、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所へ拡大され、現在6事業所を指定している。今後、指定する可能性のある事業所は以下のとおりである。

番号	前回以降追加	事業所名	【支援】 指定	法人名	事業所住所
1		医療法人生登会 てもとケアプランセンター	◎	医療法人生登会	古野町4番11号
2		社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会居宅介護支援事業所		社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会	喜多町663番1
3		河内長野市医師会ケアプランセンター		一般社団法人河内長野市医師会	菊水町2番13号
4		寿里苑居宅介護支援事業所		社会福祉法人博光福祉会	昭栄町3番56号
5		ケアプランセンターふれあいの丘		社会福祉法人長野社会福祉事業財団	上田町155番地5
6		居宅介護支援事業所泰昌園		社会福祉法人楠黄福祉会	寺元928番地
7		青空居宅介護支援センター		有限会社ケアステーション青空	上原町495番1の2
8		翠浩苑居宅介護支援事業所		社会福祉法人天聖会	松ヶ丘中町1454番地の1
9		寿里苑フルールケアプランセンター		社会福祉法人博光福祉会	南青葉台6番15号
10		上野ケアプランセンター		有限会社上野ケアプランセンター	南花台一丁目16番6号
11		ケア南海株式会社居宅介護支援事業所		ケア南海株式会社	市町765番1
12		エスコープ大阪サポートセンター河内長野		生活協同組合エスコープ大阪	西片添町12番9号
13		介護支援センターみかん	◎	有限会社ラフランス	原町一丁目20番21号
14		ケアステーションニシバタ		有限会社パワーステーションニシバタ	緑ヶ丘北町2番4号
15		きらら		有限会社宙心	大矢船南町30番8号
16		古川ケアプランセンター		株式会社ふるかわ	中片添町25番10号
17		花音ケアプランセンター		株式会社花音	日東町7番20号
18		医療法人健真会福寿ケアプランセンター		医療法人健真会	西代町2番12号
19		ケアセンターレモン		有限会社訪問介護ステーションひまわり	西之山町16番3号
20		やすらぎの村 ケアプランセンター河内長野		株式会社M&C	西之山町7-2
21		タンポポケアプランセンター		有限会社タンポポ	加賀田263番地1
22		つるかめ居宅介護支援センター		有限会社つるかめ在宅介護サービス	小塩町578番地
23		ケアプランセンターまごころ		有限会社介護サービスセンター武田	小塩町294番地の1
24		いっぽケアプランセンター		大咲合同会社	楠ヶ丘28番20号
25		ケアプランセンターベル		医療法人希会	あかしあ台一丁目8番16号西井あかしあビル2階
26		ありがとうケアプランセンター		智静合同会社	大矢船中町21番9号
27		パウハウスケアプランセンター		合同会社福祉住環境パウハウス	市町1353番地の11
28		あすなろケアプランセンター	◎	株式会社三福	錦町15番47号
29		リンクケアプランセンター河内長野		ヘルスケアリンク株式会社	西之山町10番28号 サンライズビル303号
30		滝谷病院ケアプランセンター		医療法人博我会	松ヶ丘中町1453番地
31		青春ケアプランセンター		株式会社ミズクリ	千代田台町2番11号
32		ケアサポートラベンダー		健美合同会社	千代田南町9番23号
33		居宅介護支援事業所 そら	◎	有限会社SORA	市町501番地4
34		凧ケアプランセンター		合同会社終季	大矢船北町2番3号
35		社会福祉法人恩徳福祉会 青山第二病院ケアプランセンター		社会福祉法人恩徳福祉会	喜多町192番地の1
36	◎	ベルツリーケアプランセンター		合同会社福耳会	美加の台三丁目14番11号
37		うえるらいふケアプランセンター	◎	株式会社うえるらいふ	木戸三丁目11番5号 サンコート千代田205号室
38		ケアプランセンターりはのあ	◎	株式会社ReBeyon	向野町149番地16

※支援分の受持件数は、令和8年3月利用実績から引用

居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施した実績

- ・令和7年3月末時点:47 名
- ・令和8年3月末時点:78 名(前年同期比 : +2 事業所 +29 名)

① 事業者への指導を行った件数

内 容：設備・運営・人員及び介護報酬等の請求に関する指導

サービスの種類		指導件数
指定居宅サービス		3
	訪問介護	2
	通所介護	1
指定地域密着型サービス		2
	認知症対応型共同生活介護	1
	地域密着型通所介護	1
指定地域密着型介護予防サービス		1
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1
居宅介護支援		2
合 計		8

② 運営指導における主な指導事項

<事案1>

対象施設・実施日

実施月・・・令和7年10月

事業所・・・A事業所（居宅介護支援）

住 所・・・河内長野市千代田南町

指導事項

- ①ケアプランデータ連携システムの活用を行っていないにもかかわらず、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）により算定すべきところを、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）により算定しているので、当該介護給付費より減算すべき額を自主点検の上、自主返還（過誤調整）し、その結果（件数・金額）を報告すること。

改善結果

自主返還（過誤調整）の内容確認後、過誤金額確定後に提出予定。

<事案2>

対象施設・実施日

実施月・・・令和7年11月

事業所・・・B事業所（居宅介護支援）

住 所・・・河内長野市寺元

指導事項

- ①身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとなっているが、その記録が見受けられないため、記録すること。

改善結果

令和7年12月、事業所より改善報告書受領済み

<事案3>

対象施設・実施月

実施月・・・令和7年11月

事業所・・・C事業所（通所介護）

住 所・・・河内長野市寺元

指導事項

- ①重要事項説明書について、次の事項に不備があったので修正すること。
- ・業務継続計画の策定について
 - ・提供するサービスの第三者評価の実施状況
- ②領収書に下記の項目が記載されていなかったので記載すること。
- ・医療費控除の対象となる額

改善結果

令和7年12月、事業所より改善報告書受領済み

<事案4>

対象施設・実施月

実施月・・・令和7年11月

事業所・・・D事業所（訪問介護）

住 所・・・河内長野市大矢船中町

指導事項

運営に関する事項

- ①職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）について、必要な措置が講じられていなかった。
- については、運営指導時交付した参考資料を参考に、速やかに必要な措置を講じること。
- ②重要事項説明書について、次の事項に不備があったので修正すること。
- ・身体拘束に関する事項
- ③ 運営規定において次の事項に不備があったので、修正すること。

- ・職場におけるハラスメント事項
- ・事業継続計画の策定等
- ・衛生管理等における「感染症予防措置」
- ・身体拘束に関すること

④サービス提供責任者に変更があったが、変更届出書が提出されていなかったもので、速やかに提出すること。

改善結果

令和7年12月、事業所より改善報告書受領済み

<事案5>

対象施設・実施月

実施月・・・令和7年11月

事業所・・・E事業所（訪問介護）

住 所・・・河内長野市寿町

指導事項

①職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）について、必要な措置が講じられていなかった。

については、運営指導時に交付した参考資料を参考に、速やかに必要な措置を講じること。

②重要事項説明書に次の事項が記載されていなかったもので、これらの事項を追加すること。

- ・管理者氏名
- ・業務継続計画の策定等
- ・身体拘束に関する事項

③運営規程に次の事項が記載されていなかったもので、これらの事項を追加すること。

- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・職場におけるハラスメント事項
- ・業務継続計画の策定等
- ・衛生管理等における「感染症予防措置」
- ・身体拘束に関する事項

④サービス提供責任者について変更があったが、変更届が提出されていなかった。については当該変更届の提出を行うこと。

改善結果

令和8年1月、事業所より改善報告書受領済み

<事案6>

対象施設・実施月

実施月・・・令和８年２月

事業所・・・F事業所（地域密着型通所介護）

住 所・・・河内長野市原町四丁目

指導事項

運営に関する事項

①重要事項説明書に、次の事項に関する不備等があったので、これらを修正すること。

- ・衛生管理
- ・業務継続計画の策定等
- ・秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況
- ・サービス内容見積り（サービス提供内容及び利用者負担額の目安など）
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・身体拘束に関する事項

②運営規程に、次の事項に関する不備等があったのでこれらを修正すること。

- ・職場におけるハラスメント事項
- ・身体拘束に関する事項

③サービス提供責任者について変更があったが、変更届が提出されていなかった。については当該変更届の提出を行うこと。

改善結果

令和８年４月、事業所より改善報告書受領済み

<事案７>

対象施設・実施月

実施月・・・令和８年３月

事業所・・・G事業所（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

住 所・・・河内長野市原町三丁目

指導事項

運営に関する事項

①秘密保持について正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない措置が講じられていなかったので、誓約書等により措置を講じること。

②雇用契約書又は労働条件通知書等によって、事業所の管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない従業員がいたので、雇用契約書等により事業所の管理者の指揮命令下にあることを明確にすること。

③管理者について雇用契約書又は労働条件通知書等によって勤務の体制が確認できなかったため、雇用契約書等により勤務の体制を定め明確にすること。

改善結果

令和８年４月、事業所より改善報告書受領済み

令和 7 年度 新規指定事業所（指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定居宅サービス・指定介護予防サービス）一覧

整理 番号	事業所番号	法人名	事業所名	事業所所在地		サービス名	指定状況	指定日	休止日	指定有効 開始日	指定有効 終了日
1	2760790374	社会福祉法人恩徳福祉会	社会福祉法人恩徳福祉会 青山第二病院訪問看護ステーション	河内長野市	喜多町	訪問看護	指定済み	R07. 04. 01		R07. 04. 01	R13. 03. 31
2	2760790374	社会福祉法人恩徳福祉会	社会福祉法人恩徳福祉会 青山第二病院訪問看護ステーション	河内長野市	喜多町	介護予防訪問看護	指定済み	R07. 04. 01		R07. 04. 01	R13. 03. 31
3	2770703169	社会福祉法人恩徳福祉会	社会福祉法人恩徳福祉会 青山第二病院ケアプランセンター	河内長野市	喜多町	居宅介護支援	指定済み	R07. 04. 01		R07. 04. 01	R13. 03. 31
4	2770703151	社会福祉法人博光福祉会	寿里苑風香ヘルパーステーション	河内長野市	昭栄町	訪問介護	指定済み	R07. 04. 01		R07. 04. 01	R13. 03. 31
5	2770703177	株式会社ノトス	ヘルパーステーション ちよだ	河内長野市	木戸	訪問介護	指定済み	R07. 05. 01		R07. 05. 01	R13. 04. 30
6	2770703185	株式会社A r c R a i n	デイサービスセンター モネ	河内長野市	木戸	通所介護	指定済み	R07. 05. 01		R07. 05. 01	R13. 04. 30
7	2770703193	株式会社はな	介護サービスはなの家 河内長野	河内長野市	加賀田	訪問介護	指定済み	R07. 08. 01		R07. 08. 01	R13. 07. 31
8	2770703201	合同会社福耳会	ベルツリーケアプランセンター	河内長野市	美加の台	居宅介護支援	指定済み	R07. 09. 01		R07. 09. 01	R13. 08. 31
9	2770703219	株式会社うえるらいふ	うえるらいふケアプランセンター	河内長野市	木戸	介護予防支援 (居宅介護支援)	指定済み	R07. 09. 01		R07. 09. 01	R13. 08. 31
10	2770703219	株式会社うえるらいふ	うえるらいふケアプランセンター	河内長野市	木戸	居宅介護支援	指定済み	R07. 09. 01		R07. 09. 01	R13. 08. 31
11	2760790382	社会福祉法人博光福祉会	訪問看護ステーション寿里苑翡翠	河内長野市	西之山町	訪問看護	指定済み	R07. 12. 01		R07. 12. 01	R13. 11. 30
12	2760790382	社会福祉法人博光福祉会	訪問看護ステーション寿里苑翡翠	河内長野市	西之山町	介護予防訪問看護	指定済み	R07. 12. 01		R07. 12. 01	R13. 11. 30
13	2770703227	社会福祉法人博光福祉会	寿里苑翡翠ヘルパーステーション	河内長野市	西之山町	訪問介護	指定済み	R07. 12. 01		R07. 12. 01	R13. 11. 30
14	2770703235	合同会社S O U	訪問介護かなケア河内長野	河内長野市	古野町	訪問介護	指定済み	R07. 12. 01		R07. 12. 01	R13. 11. 30
15	2770703243	株式会社アーキノルド	訪問介護事業所 けあさぼ河内長野	河内長野市	南花台	訪問介護	指定済み	R07. 12. 01		R07. 12. 01	R13. 11. 30
16	2760790390	株式会社M I S A K I	心之助訪問看護ステーション	河内長野市	木戸西町	訪問看護	指定済み	R08. 02. 01		R08. 02. 01	R14. 01. 31
17	2760790390	株式会社M I S A K I	心之助訪問看護ステーション	河内長野市	木戸西町	介護予防訪問看護	指定済み	R08. 02. 01		R08. 02. 01	R14. 01. 31

令和 7 年度 新規指定事業所新規指定事業所（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス）一覧

整理 番号	事業所番号	法人名	事業所名	事業所所在地		サービス名	指定状況	指定日	休止日	指定有効 開始日	指定有効 終了日
1	2790700351	株式会社 c a r e	シニアフィットネス片添	河内長野市	中片添町	地域密着型通所介護	指定済み	R07. 08. 01		R07. 08. 01	R13. 07. 31
2	2790700369	P a n d a C a r e 株式会社	P a n d a C a r e デイサービス河内 長野	河内長野市	向野町	地域密着型通所介護	休止	R07. 11. 01	R08. 05. 31	R07. 11. 01	R13. 10. 31
3	2790700377	P a n d a C a r e 株式会社	P a n d a C a r e デイサービス滝谷	河内長野市	木戸	地域密着型通所介護	休止	R07. 11. 01	R08. 05. 31	R07. 11. 01	R13. 10. 31

令和7年度 廃止事業所（指定居宅介護支援・指定介護予防支援・指定居宅サービス・指定介護予防サービス）一覧

整理 番号	事業所番号	法人名	事業所名	事業所所在地		サービス名	指定状況	指定日	廃止日	指定有効 開始日	指定有効 終了日
1	2760790283	株式会社大地	訪問看護ステーション大地	河内長野市	北青葉台	訪問看護	廃止	R04. 02. 01	R07. 04. 30	R04. 02. 01	R07. 04. 30
2	2760790283	株式会社大地	訪問看護ステーション大地	河内長野市	北青葉台	介護予防訪問看護	廃止	R04. 02. 01	R07. 04. 30	R04. 02. 01	R07. 04. 30
3	2770702849	株式会社伽羅紗	訪問介護伽羅紗	河内長野市	木戸	訪問介護	廃止	R02. 02. 01	R07. 04. 30	R02. 02. 01	R07. 04. 30
4	2770703086	株式会社みずのカンパニー	みずのの介護	河内長野市	千代田台町	訪問介護	廃止	R06. 03. 01	R07. 07. 31	R06. 03. 01	R07. 07. 31
5	2770700744	有限会社つるかめ在宅介護サービス	つるかめ在宅介護サービス	河内長野市	小塩町	訪問介護	廃止	H15. 08. 01	R07. 08. 31	R03. 08. 01	R07. 08. 31
6	2770702195	株式会社古川	ミキケアセンター	河内長野市	上田町	居宅介護支援	廃止	H25. 10. 01	R07. 09. 30	R01. 10. 01	R07. 09. 30
7	2760790325	株式会社ミズクリ	青春訪問看護ステーション	河内長野市	千代田台町	訪問看護	廃止	R04. 10. 01	R08. 02. 28	R04. 10. 01	R08. 02. 28
8	2760790325	株式会社ミズクリ	青春訪問看護ステーション	河内長野市	千代田台町	介護予防訪問看護	廃止	R04. 10. 01	R08. 02. 28	R04. 10. 01	R08. 02. 28
9	2770702963	大阪亀山社中株式会社	オレンジサポート	河内長野市	市町	訪問介護	廃止	R04. 08. 01	R08. 02. 28	R04. 08. 01	R08. 02. 28

令和 7 年度 廃止事業所（指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス）一覧

整理 番号	事業所番号	法人名	事業所名	事業所所在地		サービス名	指定状況	指定日	廃止日	指定有効 開始日	指定有効 終了日
1	2770701288	有限会社パートナーズ	第二居宅生活支援クラブ	河内長野市	南ヶ丘	地域密着型通所介護	廃止	H28. 04. 01	R07. 11. 15	R06. 09. 01	R07. 11. 15

〔 東部
中部
西部 〕

地域包括支援センターの

事業実施状況について

1. 令和7年度 総合相談事業の実施状況
2. 令和7年度 重点事業の実施状況
3. 令和7年度 地域活動の実施状況
4. 令和7年度 地域団体・関係機関との連携状況
5. 令和8年度 重点事業の実施予定

令和8年7月

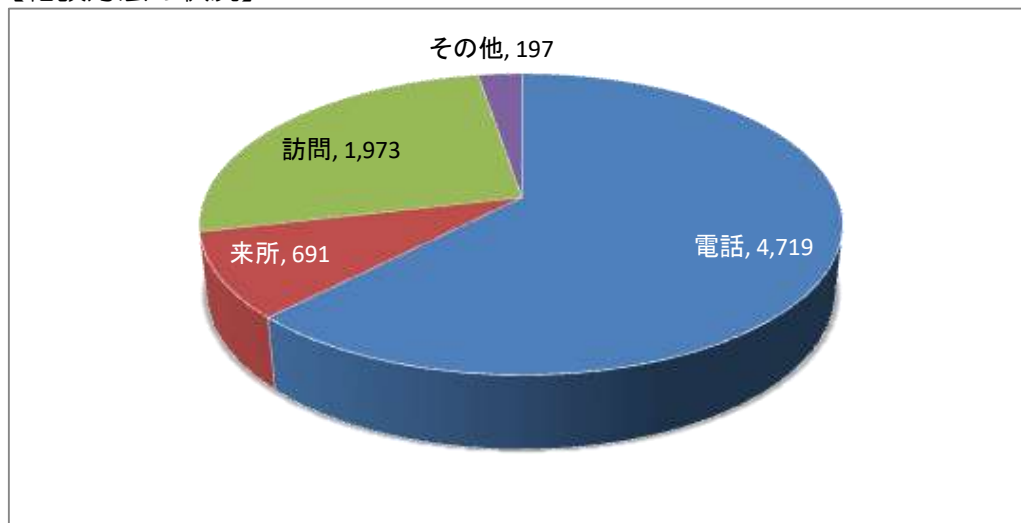
1. 令和7年度 総合相談事業の実施状況

①～③は各年度末現在、④は年度当初の状況

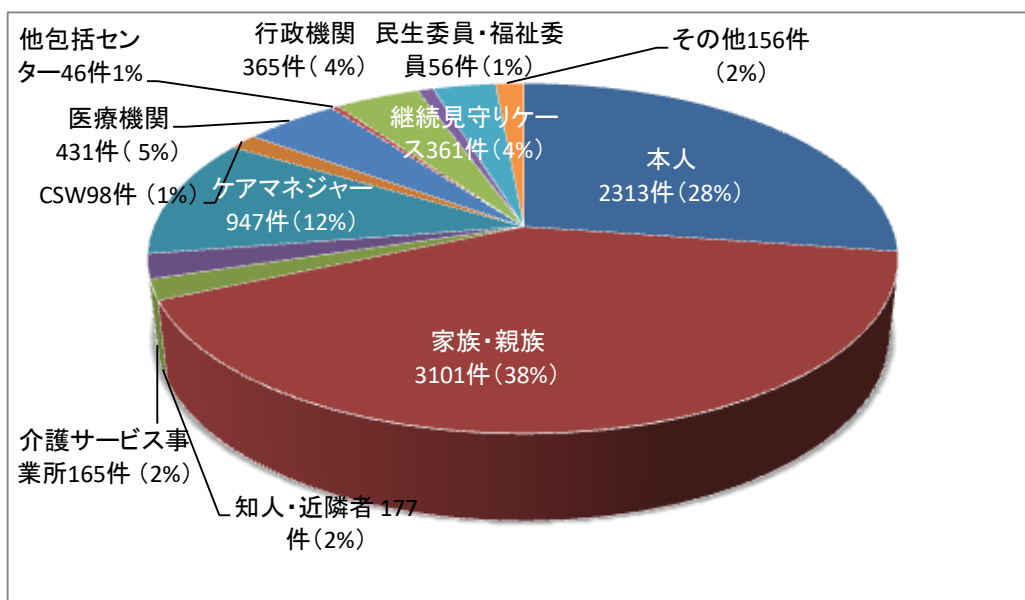
	東 部			中 部			西 部			合 計
	R7	R6	R5	R7	R6	R5	R7	R6	R5	R7
① 圏域内人口	36,379	36,755	37,085	35,097	35,506	36,157	24,563	25,098	25,544	96,039
② 高齢者人口	12,758	12,715	12,740	13,924	13,789	13,831	9,840	9,945	10,034	36,522
③ 高齢化率	35.1%	34.6%	34.4%	39.7%	38.8%	38.3%	40.1%	39.6%	39.3%	38.0%
④ 職員体制	12	12	12	14	12	13	12	13	12	38
保健師等	4	4	4	3	1	3	1	3	1	8
社会福祉士	2	2	2	3	2	2	2	2	2	7
主任介護支援専門員	2	2	2	4	2	5	2	5	2	8
ケアマネジャー	3	3	3	4	4	3	4	3	4	11
その他	1	1	1	0	3	0	3	0	3	4
⑤ 総合相談支援件数	2965	2,860	2,573	2,468	2,829	2,720	2,147	2,527	2,750	7,580
電話	1899	1,905	1,672	1,424	1,536	1,602	1,396	1,683	1,772	4,719
来所	340	365	311	199	203	209	152	152	174	691
訪問	639	528	526	775	1,053	866	559	619	743	1,973
その他	87	62	64	70	37	43	40	73	61	197
⑥ 相談者続柄内訳	2965	2,860	2,573	2,468	2,829	2,720	2,147	2,527	2,750	7,580
本人	602	585	505	881	1,127	1,126	584	601	579	2,067
家族・親族	1355	1,298	1,126	982	990	972	779	813	781	3,116
知人・近隣者	61	66	48	45	52	33	37	59	60	143
介護サービス事業所	71	43	91	53	35	40	47	87	74	171
ケアマネジャー	362	370	254	183	270	187	292	307	271	837
CSW	30	7	26	43	54	44	38	37	51	111
医療機関	157	178	186	96	125	106	113	128	141	366
他包括センター	5	24	3	15	11	8	7	11	11	27
行政機関	123	135	76	102	87	63	103	143	61	328
民生委員・福祉委員	23	12	25	20	17	35	19	27	26	62
継続見守りケース	124	82	193	18	14	31	100	265	662	242
その他	52	60	40	30	47	75	28	49	33	110
⑦ 相談内容別内訳	2965	2,860	2,573	2,468	2,829	2,720	2,147	2,527	2,750	7,580
介護保険制度・サービス利用	1970	1,932	1,622	1,166	1,247	1,250	1,105	1,184	1,398	4,241
介護保険以外の高齢者施策	34	33	49	204	614	574	38	52	63	276
住宅改修	84	64	76	179	131	147	67	108	135	330
認知症介護	354	284	336	266	234	250	267	392	430	887
ケアプラン作成	13	7	4	12	11	9	16	14	9	41
疾病・医療	71	101	130	56	63	84	86	112	130	213
施設入所等	86	52	45	58	48	46	51	56	58	195
日常生活上の心配ごと	70	127	137	101	76	77	262	242	273	433
高齢者虐待	52	30	21	112	78	31	62	76	27	226
成年後見制度	75	22	28	37	53	27	33	55	62	145
対応困難な事例	49	73	35	180	152	98	50	124	118	279
その他	107	135	90	97	122	127	110	112	47	314
⑧ 虐待相談件数（再掲）										
◇ケアマネジャーから										
実件数	12	13	6	16	17	11	22	18	7	50
延べ件数	21	26	11	20	31	17	38	25	7	79
◇ケアマネジャー以外から										
実件数	11	2	9	42	26	12	11	22	10	64
延べ件数	31	4	10	92	47	14	15	51	20	138
◇合計										
実件数	23	15	15	58	43	23	33	40	17	114
延べ件数（再掲）	52	30	21	112	78	31	53	76	27	217
⑨ 成年後見制度利用相談件数（再掲）										
◇ケアマネジャーから										
実件数	15	3	6	9	13	3	14	16	15	38
延べ件数	28	3	13	19	14	3	17	22	23	64
◇ケアマネジャー以外から										
実件数	25	10	7	17	26	17	13	23	20	55
延べ件数	47	19	21	18	39	24	16	33	39	81
◇合計										
実件数	40	13	13	26	39	20	27	39	35	93
延べ件数（再掲）	75	22	34	37	53	27	33	55	62	145
⑩ 包括的継続的ケアマネジメント回数	205	264	371	718	689	682	334	1,143	1,227	1,257
⑪ 介護予防支援対象者数	579	589	576	504	517	509	617	615	624	1,700
⑫ 介護予防ケアプラン作成件数	6962	6,984	7,182	6,112	6,187	5,746	7,402	7,475	7,591	20,476

◆総合相談事業の状況

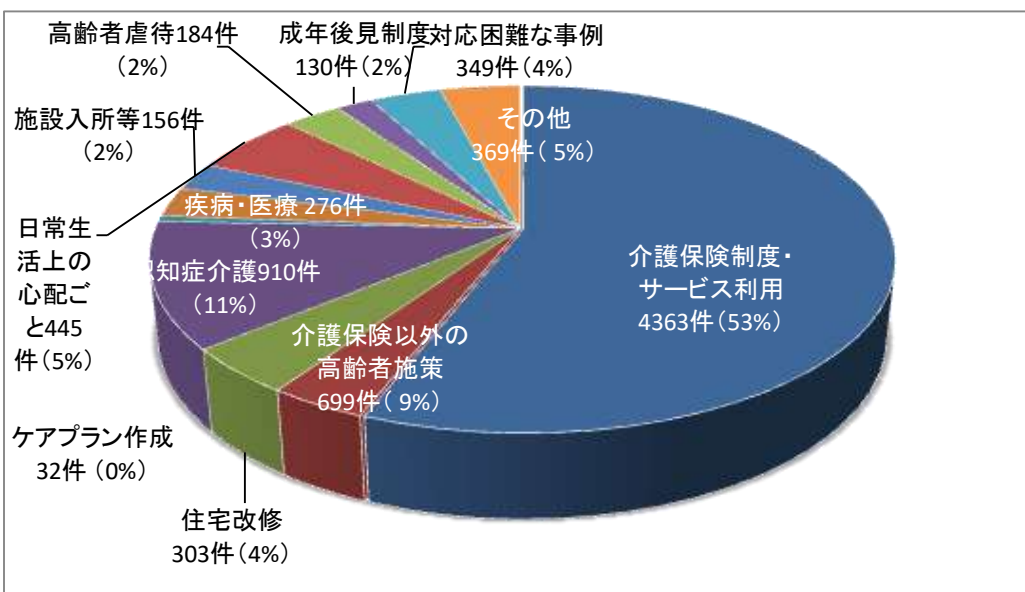
【相談方法の状況】



【相談者の状況】



【相談内容の状況】



2. 令和7年度 重点事業の実施状況

包括名		重点事業の実施状況				
東部 地域包括支援 センター	①個別地域ケア会議の推進	②介護予防の推進	③認知症高齢者支援の推進	④介護支援専門員への 資質向上支援	⑤障がい福祉との連携	⑥総合相談支援業務の推進
	◆重層会議において、特に地域全体での防災への取り組みについて検討を実施。 ◆処遇改善に向け、署名活動を実施。日本介護支援専門員協会を通じて厚生労働省へ提出した。 ◆介護支援専門員のシャドワーク・加時・ハラスメント改善に向けたリーフレットを作成し、市内の各関係機関などへ配布した。	◆継続的に問題なく業務を推進すると共に、職員間での情報共有等にて各専門職等の資質向上へと繋がっている。 ◆地域への働き掛けや地域の元気アップ教室等への参加も含めて昨年に比べより充実したものとなっている。	◆各連携機関の会議等への出席にて継続的な関わりを実施した。 ◆研修会の開催やイベント等への協力も含め地域への取り組みを継続実施出来ている。	◆資質向上研修会を主催・共催等を含め継続的に開催できている。 ◆個別相談に対しての支援を随時実施できている。ケアマネジャーの処遇改善等の大きな問題に関しては解決に至っていないものの、処遇改善加算の算定に向けた取り組みは進んでいる。	◆いきいきフェスタ等のイベントや各種会議への出席等にて特に社会福祉協議会や障がい支援関係者との連携を深めることができています。	◆後見支援センター・重層の支援体制整備事業の繋がりもあり、他機関との連携に幅が広がり、より充実したもののへと近づいていると感じる。 ◆内部研修の充実に加えて積極的な外部研修等に出席し、職員個々の資質向上への働き掛けを行った。
中部 地域包括支援 センター	①地域活動	②地域ケア会議の推進	③認知症高齢者支援の推進	④介護支援専門員への 資質向上支援	⑤高齢者の保健事業と 一体的実施事業との連携	
	◆地域ごとに担当職員を決め、定期的に地域活動に参加した。地域住民の方に職員の顔と名前を知ってもらい、信頼関係の構築に努めた。	◆包括職員からの提案による地域ケア会議だけではなく、他機関やケアマネジャーから地域ケア会議開催の依頼を受けることがあった。多職種連携のためのツールとして定着していることを実感できた。	◆認知症地域支援推進員研修を受講した。令和8年度から正式に増員する。 ◆オレンジチーム員増員し、認知症初期支援を充実させることが出来た。	◆3包括合同で介護支援専門員に向けての研修会を実施した。 ◆居宅介護支援事業所からの要請に応じ、ケースへの同行訪問を積極的に行った。対応困難な事例について制度活用や地域ケア会議の開催など提案を行った。	◆ハイリスク高齢者に個別アプローチする中で、深刻な疾病を発見することや福祉面での支援の必要性を理解してもらい、支援につながる事例があった。医療福祉両面からのアプローチが出来た。	
西部 地域包括支援 センター	①個別地域ケア会議の推進	②総合相談支援業務の推進	③認知症高齢者支援事業の推進		④介護予防の推進	⑤成年後見制度 普及啓発の推進
	◆個別地域ケア会議を開催し、課題共有を行うことで行政や社協、関係機関との連携が進んだ。 また、地域の協力者との連携が進むことで、支援に関する視野が広がった。	◆多機関協働の会議や研修会へ参加することで、地域資源や各団体とのつながりが深まり、相談支援がスムーズに行えるようになった。緊急時の連携について課題が残るものの、引き続き関係機関とのつながりを大切にする事で適切な支援につなげていく。	◆一般市民や医療従事者を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者SOSネットワーク事業、認知症サポーターの役割を伝えることができた。 ◆管轄地域の公民館を利用して地域の方にも認知症の予防などについて講座を開催し、地域住民に認知症への理解や情報提供をすることができた。 ◆認知症の人やその家族を支援するボランティアの認知症パートナーの活動支援として認知症パートナー定例会を定期的で開催した。		◆元気アップ教室などの自主的な体操教室を行っている団体に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業と連携しながら、継続できるよう支援を行った。 ◆地域住民の集いの要請で、モックル介護予防体操の啓発や介護予防講座を行った。	◆後見支援センターのワーキング会議等を通じて、パンフレット作成や専門職向けの研修会に貢献した。 ◆後見関係の相談に対して、丁寧な説明を行い、必要に応じてリーガルサポートにつなぐなど、後見制度活用を促した。

3. 令和7年度 地域活動の実施状況

(★通年事業、◆イベント、◇研修会等)

開催日		活動内容	場所等
令和7年		★地域での屋外体操教室を開催 ★まちかどカフェ（認知症カフェ）の活動支援 ★ほんわかくらぶ（若年性認知症の会）の活動支援 ★認知症本人ミーティング ★もの忘れ相談会 ★キャラバンメイト連絡会の活動支援 ★認知症サポーター養成講座の開催 ★専門職向け認知症対応研修会	
	5月 15日	◇ケアマネ部会「成年後見制度研修」協力開催	・河内長野市役所802会議室
	6月 20日	◇ケアマネ部会「災害対策研修会」協力開催	・河内長野市役所802会議室
	7月 17日	◇ケアマネ部会「災害対策研修会」協力開催	・河内長野市役所802会議室
	9月 12日	◇河内長野市スキル向上学びの集い 第13回 「事例検討勉強会」共催	・市民交流センターキックス
	18日	◇ケアマネ部会「適切なケアマネジメント研修」協力開催	・河内長野市役所802会議室
	10月 29日	◇法定外研修「虐待対応を考える」包括主催	・市民交流センターキックス
	11月 18日	◇法定外研修「ケアマネジメントとシャドーワーク」 包括主催	・市民交流センターキックス
	12月 12日	◇河内長野市スキル向上学びの集い 第14回 「事例検討勉強会」共催	・市民交流センターキックス
	令和8年 1月 22日	◇法定外研修「ケアプランデーター連携システム研修」 包括主催	・市民交流センターキックス
	2月 11日	◆第14回「いきいきフェスタ」共催にて開催	・市民交流センターキックス
	26日	◇「ヤングケアラー支援研修会」協力開催	・市民交流センターキックス
	3月 8日	◆第10回千代田地区いきいき介護フェア 共催にて開催	・千代田公民館 東部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター
	19日	◇法定外研修「ALSの病期を見据えたケアマネジメント」	・市民交流センターキックス
	27日	◇河内長野市スキル向上学びの集い 第15回 「事例検討勉強会」共催	・市民交流センターキックス

4. 令和7年度 地域団体・関係機関との連携状況

区分	東部地域包括支援センター	中部地域包括支援センター	西部地域包括支援センター
◆研修会・勉強会等の開催	・いきいきフェスタ ・認知症サポーター養成講座 ・認知症ジュニアサポーター養成講座 ・千代田地区いきいき介護フェア（共催） ・ケアマネジャー向け資質向上研修会等の実施（成年後見制度研修、災害対策研修、ケアプランデータ連携システムへの取り組み、適切なケアマネジメント研修、虐待対応を考える、ケアマネジメントとシャドーワーク、ケアプランデータ連携システム活用研修、ヤングケアラー支援研修会、ALSの病期を見据えたケアマネジメント）	・いきいきフェスタ ・認知症サポーター養成講座 ・認知症ジュニアサポーター養成講座 ・モックルカフェ ・おれんじくらぶ ・ほんわかくらぶ ・認知症勉強会 ・ものわすれ相談会 ・こもれび倶楽部 ・こもれび塾	・いきいきフェスタ ・認知症サポーター養成講座 ・認知症ジュニアサポーター養成講座 ・千代田地区いきいき介護フェア（共催） ・ケアマネジャー向け資質向上研修会等の実施（ケアプランデータ連携システムへの取り組み、権利擁護研修、ケアマネジメントとシャドーワーク、ケアプランデータ連携システム活用研修、ヤングケアラー支援研修会、ALSの病期を見据えたケアマネジメント）
◆講師派遣	・長野リバーサイドマンション自治会 ・ケアマネ部会自主防災行動計画「マイ・タイムライン」ケアプラン作成 ・アメニティ老人会「認知症　ちょっと教えて講習会」 ・大阪南医療センター虐待防止対策委員会　院内研修会「地域の高齢者虐待について」	・健康いきいき教室（南花台地区2件、中片添町、小塩町） ・認知症サポーター養成講座（北青葉台老人クラブ、井上歯科） ・熱中症出前講座（大矢船地区） ・フレイル予防出前講座（南花台地区） ・加賀田フェスティバルでの相談ブース ・加賀田ふれあい交流会にて認知症予防講座	・公民館まつり（天見）での相談会 ・もの忘れ相談会 ・府営千代田台連合自治会「なんでも相談会」 ・介護の知恵袋、知恵袋ミニ ・介護予防講座、元気アップ、元気アッププラスフォロー教室 ・あたまと体の元気教室
◆会議等への出席	・地域ケア会議（各委員会） ・河内長野市ケアネットワーク会議（各部会） ・南河内地域連携ネットワーク会議 ・(公)大阪介護支援専門協会　理事会等 ・河内長野市自殺対策連絡会議 ・認知症関連団体での会議 ・重層的支援会議、後見支援センター会議等 ・南河内圏域認知症疾患医療連携協議会 ・河内長野市CSW・スマイルサポーター連絡会 ・南河内難病医療ネットワーク会議 ・地域密着型施設運営推進会議 ・いきいきフェスタ実行委員会	・地域ケア会議（各委員会） ・河内長野市ケアネットワーク会議（各部会） ・生活支援コーディネーター連携会議 ・地域密着型サービス運営推進会議 ・石仏まちづくり会、地域ワークショップ（南花台、加賀田、三日月市、天見） ・つながるまちづくり交流会 ・認知症施策委員会、認知症推進員会議、認知症パートナー定例会、認知症コーディネーター会議、おれんじチーム員会議 ・認知症家族の会 ・キャラバンメイト連絡会 ・MIRAIづくりミーティング ・地域づくり委員会 ・重層的支援会議、後見支援センター会議、自殺対策連絡会議、自立支援会議 ・社会福祉士会議、保健職会議、保健医療会議、主任ケアマネ会議 ・地域資源会議 ・社会福祉施設連絡会 ・さやま病院連絡協議会	・地域ケア会議（各委員会） ・河内長野市ケアネットワーク会議（各部会） ・民生委員児童委員定例会 ・まちづくり会（小山田、高向） ・おれんじチーム員会議、認知症パートナー定例会、認知症コーディネーター定例会 ・認知症疾患医療連携協議会 ・認知症家族の会 ・キャラバンメイト連絡会 ・校長会 ・モックルカフェ、陽だまりカフェ ・認知症あったかねっと ・元気アップフレンズ連絡会 ・地域密着型施設運営推進会議 ・ほんわかくらぶ ・社会福祉施設連絡会、スマイルサポーター連絡会 ・重層的支援会議、後見支援センター会議、生活支援コーディネーター連絡会議、自殺対策連絡会議 ・ACP研修会

5. 令和8年度 重点事業の実施予定

包括名	重点事業の実施予定					
3包括センター 共同	◆専門職の資質向上に向けた各種研修会を開催する。 ケアマネジャー等専門職の資質の向上への取り組みを継続強化する。また、主任ケアマネジャー更新該当研修を継続的に開催する。 ・包括センター社会福祉士会議でのケアマネ研修会 年1回 ・大阪介護支援専門員協会 河内長野支部・南河内ブロックの研修会 年1回協力 ・主任介護支援専門員連絡会での研修会 年1回協力 ・包括センター主任介護支援専門員によるケアマネ研修会 年2回 ・感染症・災害対策部会での感染症対策、災害時対策等の研修会を開催					
東部 地域包括支援 センター	①個別地域ケア会議の実施	②介護予防の推進	③認知症高齢者支援の推進	④介護支援専門員への資質向上支援	⑤他機関との連携強化	⑥総合相談支援業務の推進
	◆地域課題の抽出と解決に向けての働き掛けをする。また、カスタマーハラスメントへの対応強化と、介護支援専門員等に対する処遇改善への支援を強く働き掛ける。	◆高齢者の保健事業の推進に加え、長期的な取り組みが必要な認知症予防を含めた介護予防を推進する。	◆各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを引き続きより強化していく。	◆前年度同様、介護支援専門員協会・河内長野市主任介護支援専門員連絡会・ケアマネ部会・地域福祉高齢等との連携・情報共有しながら、資質向上への取り組みを継続実施していく。	◆他機関との連携・情報共有等をより充実したものにする。 ◆障がい福祉や子育て支援関係者等と連携を密に幅広い視野でケース対応を柔軟に実施していく。 ◆後見支援センターとの協力体制を強く働き掛けていく。	◆複合的なケース相談の増加もあり、引き続き、他機関との連携等をより充実する。また、外部研修・内部研修をより充実していくことで職員個々の資質向上への働き掛けを行う。
中部 地域包括支援 センター	①介護支援専門員への資質向上支援	②地域活動	③地域ケア会議の実施	④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業との連携		
	◆多機関と連携、情報共有し資質向上への取り組みを強化する。 ◆介護予防の視点を育めるよう、窓口業務での指導を行う。	◆各地域の活動に積極的に参加し、住民と顔の見える関係を築き、なんでも相談できる包括を目指す。	◆高齢者支援の個別ケース検討を通して、重層的な課題を抱えた世帯への支援の足掛かりとする。	◆地区活動の中で地区診断を行い、それぞれの地域特性に応じた集団的なアプローチを進める。		

5. 令和8年度 重点事業の実施予定

包括名	重点事業の実施予定					
西部 地域包括支援 センター	①個別地域ケア会議の推進	②総合相談支援業務の推進	③認知症高齢者支援の推進		④介護予防の推進	⑤成年後見制度普及啓発の推進
	◆地域ケア会議を活用する事で地域課題抽出と介護支援専門等との連携を図っていく。 地域にある社会資源を発掘し、協力体制の構築することにより、より深く地域の課題や困難事例と関わり、解決を目指していく。	◆介護や医療、障がい、DV等、複合的な課題のあるケースが増加傾向にあることから、適切な支援へとつなぐため、他機関と連携を図りながら課題解決に向けた相談支援を行う。	◆認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れたまちで暮らし続けることができるように、幅広い世代の方に認知症を知ってもらい、自身や家族が認知症になった際に役立つ制度や社会資源を広く周知するため、認知症地域支援推進員を中心に普及啓発活動を継続する。		◆単発の介護予防活動で終わるのではなく、より長く健康状態を維持するため、住民主体で活動を維持できるように支援を行う。	◆主に身寄りのいない高齢者の中で金銭や財産管理、契約行為等にサポートが必要な方に対し、成年後見制度に関する相談支援を行い、同制度の普及啓発を行う。
	⑥介護職の人材確保への支援	⑦ACPの推進	⑧生産性向上・離職防止への取り組み			
	◆介護職に就いた方が、適切な経験や学びを得られるよう多機関と連携、情報共有しながら、介護スタッフ資質向上への取り組みを強化する。	◆本人の意思を尊重した医療や介護を実現するために、事前に希望を考え、家族や医療・介護チームと話し合う取り組みを広く普及させる。	人材育成とチームケアの質の向上、情報共有の効率化に取り組み、介護サービスの質の向上と人材定着・確保を目指す。			

1、河内長野市 東部地域包括支援センター

【東部地域包括支援センター】 令和 7 年度 事業報告

1. 各相談等業務/包括的・継続的マネジメント業務 実績

別紙「令和7年度 総合相談事業の実施状況」を参照。

2. 介護予防マネジメント事業

地域包括支援センターにおいて、事業対象者・要支援の認定を受けた高齢者を対象に、自立支援と目標指向型のサービス提供の推進を目的としたケアプランの作成等、介護予防マネジメントを行った。

【対象者数】

単位：件

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	合計
令和 7 年度 (R8.3 末)	33	265	281	579
令和 6 年度 (R7.3 末)	61	281	247	589
令和 5 年度 (R6.3 末)	62	276	238	576

【指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業】

単位：件

	指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合 計
R7	3,736	3,226	6,962
R6	3,539	3,447	6,986
R5	3,741	3,441	7,182

【介護予防ケアプラン作成延件数】

単位：件

	直営作成プラン	委託作成プラン（委託事業所数）	合 計
R7	2,360	4,602（55）	6,962
R6	2,427	4,557（48）	6,984
R5	2,249	4,933（51）	7,182

3. 高齢者支援事業

調査・緊急出動件数合計 554 件

単位：件

事業名	緊急通報システム 出動	住宅改修支援 事業	徘徊高齢者 SOS 情報発信	ひとり暮らし高齢者 実態調査	緊急通報システム 登録者訪問調査
R7	2	49	0	313	190
R6	5	43	0	207	196
R5	13	38	0	199	197

4. 家族介護支援事業

(1) 「介護の知恵袋」の開催（3 包括センター共催）

3 回開催 参加延人数 44人 （※うち東部 1 回開催14人）

(2) 介護の知恵袋ミニ（介護者の身近な地域で交流会）の開催

※東部 2 回開催 参加人数26人

5. 地域団体・関係機関との連携事業（★印は、3 包括センター共催）

(1) イベント、勉強会・研修会などの開催

★2月11日 第14回いきいきフェスタ共催
・3月8日 第10回千代田地区いきいき介護フェア共催（東部・西部）
・5月15日 ケアマネ部会 「成年後見制度研修」 協力
・6月20日 ケアマネ部会 「災害対策研修」 協力
・7月17日 ケアマネ部会「ケアプランデーター連携システムへの取り組み」 協力
★・9月12日、12月12日、3月27日 スキル向上学びの集い「事例検討会」共催
・9月18日 ケアマネ部会 「適切なケアマネジメント研修」 協力
★・10月29日 法定外研修 「虐待対応を考える」包括主催
★・11月18日 法定外研修「ケアマネジメントとシャドーワーク」 包括主催
★・1月22日 法定外研修 「ケアプランデーター連携システム活用研修」 協力
★・2月26日 法定外研修 「ヤングケアラー支援研修会」 協力
★・3月19日 法定外研修「ALS の病期を見据えたケアマネジメント」 包括主催
・担当地区での認知所サポーター養成講座を主担当にて3回開催

(2) 講師派遣

4月27日 長野リバーサイドマンション自治会 研修会 今後に役立つ介護の情報
6月20日 ケアマネ部会 自主防災行動計画「マイ・タイムライン」ケアプラン作成
7月16日 アメニティ老人会 認知症 ちょっと教えて講習会
2月20日 大阪南医療センター 虐待防止対策委員会 院内研修会
「地域の高齢者虐待について」

(3) 会議等への出席

・地域ケア会議全体会議 各検討委員会
・河内長野市ケアネットワーク会議（各部会）
・南河内地域連携ネットワーク協議会
・(公)大阪介護支援専門員協会 理事会等への出席
・河内長野市自殺対策連絡会議
・市内認知症関連団体での会議等への出席
・(公)大阪介護支援専門員協会 第4ブロック及び河内長野支部 役員会等
・重層的支援体制整備事業、後見支援センター会議等への出席
・南河内圏域認知症疾患医療連携協議会

・河内長野市CSW・スマイルサポーター連絡会への出席
・南河内難病医療ネットワーク会議への出席
・地域密着型施設運営推進会議 7施設
・いきいきフェスタ実行員会への出席
・千代田地区 いきいき介護フェア実行委員会への出席
・医師会地域連携室主催 れんけいカフェ研修会等への出席

6. 令和7年度重点事業の計画と成果

重点事業

①個別地域ケア会議の推進	
計画	◆地域課題の抽出と地域課題の解決に向けての働き掛けと、カスタマーハラスメントへの対応をより強化し、介護支援専門員等への処遇改善への支援を強く働き掛ける。
成果	◇地域課題への取り組みに関しては、通年通り業務を行う上での取り組み及び重層支援事業体制整備事業での会議において、特に地域全体での防災への取り組みについて検討を実施。また、介護支援専門員への処遇改善については、介護支援専門員並びに障がい支援員への処遇改善加算等の算定への取り組みとして、大阪介護支援専門員協会を通じて、要望書として署名活動を実施。全国的にも署名活動を行い。全国の署名を日本介護支援専門員協会へ提出、厚生労働省への提出となる。 また、介護支援専門員の業務において問題となっている、シャドーワーク・カスタマーハラスメント改善に向けた、リーフレットを大阪介護支援専門員協会河内長野支部協力の元に作成し、市内の各関係機関及びケアプランセンターへの配布を実施する。
②介護予防の推進	
計画	◆高齢者の保健事業業務の推進に加え、長期的な取り組みが必要な認知症予防を含めた介護予防を推進する。
成果	◇継続的に問題なく業務を推進すると共に、職員間での情報共有等にて各専門職等の資質向上へと繋がっている。 ◇地域への働き掛けや地域の元気アップ教室・健康いきいき教室等への参加も含めて昨年に比べより充実したものとなっている。
③認知症に関する事業	
計画	◆各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを引き続きより強化していく。

成果	◇例年同様に各連携機関の会議等への出席にて継続的な関わりを実施した。 また、研修会の開催やイベント等への協力も含め地域への取り組みを継続実施出来ている。
④介護支援専門員の資質向上支援	
計画	◆前年同様、介護支援専門員協会・河内長野市主任介護支援専門員連絡会・ケアマネ部会・地域福祉高齢課等との連携・情報共有等を強く実施しながら、資質向上への取り組みを継続実施していく。
成果	◇今年度も引き続き、資質向上研修会を主催・共催等を含め継続開催を実施できている。 また、個別相談に対しての支援を随時実施できている。しかし、ケアマネジャーの処遇改善等の大きな問題に関しては解決に至っていない。しかしケアマネジャーへの処遇改善加算の算定に向けて良い兆しは見られている。
⑤障がい者福祉との連携と重層的支援体制整備に向けた多機関との連携充実	
計画	◆障がい福祉関係機関との連携に加えて、子育て支援関係者等とも連携を密に幅広い視野でケース対応を柔軟に実施していく。 また、後見支援センターとの協力体制を強く働き掛けていく。
成果	◇いきいきフェスタ等のイベントや各種会議への出席等にて特に社会福祉協議会や障がい支援関係者との連携を深めることができている。
⑥総合相談支援業務の推進	
計画	◆複合的なケース相談の増加もあり、引き続き、他機関との連携等をより充実すると共に職員個々の資質向上への働き掛けを外部研修・内部研修をより充実し、強く働き掛けていく。
成果	◇後見支援センター・重層的支援体制整備事業の繋がりもあり、他機関との連携により幅が広がり、充実したものへと近づいていると強く感じる。 ◇内部研修の充実に加えて数多くの外部研修等に参加し、職員個々の資質向上への働き掛けを引き続き行えた。

7. 課題と今後の方向性

年間を通じて、年間の目標等に関しては特に問題無く積極的に実施できたものと思える。しかし、介護の人材不足の深刻な状況も含め、介護支援専門員に関する処遇改善への取り組みや地位向上への働き掛けに関しては以前何ら改善に至らず。

しかしようやくではあるが、改善への兆しは見えかけている。より良きものへと推

進していくためにも引き続き働き掛けを強く実施していく。

また、複合的な困難と言えるケースも増加している事からも職員の資質向上への働き掛けを強く継続実施。

そして、他機関との連携等をより実践的に充実したものへと働き掛ける。

【東部地域包括支援センター】 令和8年度 事業計画

1. 業務一覧

①	総合相談支援業務	・ 支援を要する高齢者の生活実態を把握し、地域団体や関係機関と連携のもと、保健・医療・介護・福祉等生活全般に関わる総合的な相談・支援業務を実施する。
②	権利擁護業務	・ 行政と連携し虐待対応における運用マニュアルを作成する。 ・ 高齢者虐待の防止、擁護者に対する支援等を目的として、虐待事例の早期発見、専門職による相談対応、成年後見制度の普及啓発など、必要な支援を行う。
③	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ 地域の関係機関・団体等との連携を密にし、介護支援専門員が抱える課題解決に向けて技術的援助を行う。 ・ 介護支援専門員相互の事例検討会や研修会を実施するとともに、介護支援専門員のネットワークを構築する。
④	地域ケア会議の開催	・ 定期的に「個別地域ケア会議」を開催し、個別困難事例等の検討・協議を通じて地域課題の抽出に努める。
⑤	介護予防・健康づくりのための地域活動の支援	・ 介護予防又は重症化防止等を目的として、地域で自主的に実施するサロンや体操教室などの地域活動に対して、円滑な運営に向けた支援を行う。
⑥	認知症に関する事業	・ 市や関係機関と連携し、「認知症基本法」の基本理念や「認知症施策推進大綱」に基づく各種の認知症支援事業を実施、推進する。
⑦	介護予防 ケアマネジメント	・ 河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条に規定する介護予防マネジメントを適正に実施する。 ・ 河内長野市介護予防ケアマネジメント実施要領に基づき適正に業務を実施する。

2. 3包括センター共同で重点的に取り組む事項

◆専門職の資質向上に向けた研修会の開催

ケアマネジャー等専門職の資質の向上への取り組みを継続強化する。

また、主任ケアマネジャー更新要件の法定外研修を継続的に開催する。

- ・ 包括センター社会福祉士会議でのケアマネ研修会開催
年1回 開催予定
- ・ 大阪介護支援専門員協会 河内長野支部・南河内ブロックの研修会
年1回協力での開催予定
- ・ 主任介護支援専門員連絡会での研修会開催
年1回協力での開催予定
- ・ 包括センター主任ケアマネジャーでのケアマネ研修会開催
年2回 開催予定
- ・ 災害時対策等の研修会を開催予定

3. 重点的に取り組む事項

◆個別地域ケア会議の実施

地域課題の抽出と地域課題の解決に向けての働き掛けと、カスタマーハラスメントへの対応をより強化し、介護支援専門員等への処遇改善への支援を強く働き掛ける。

◆介護予防事業

高齢者の保健事業業務の推進に加え、長期的な取り組みが必要な認知症予防を含めた介護予防を推進する。

◆認知症に関する事業

各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを引き続きより強化していく。

◆介護支援専門員への資質向上支援

前年度同様、介護支援専門員協会・河内長野市主任介護支援専門員連絡会・ケアマネ部会・地域福祉高齢課等との連携・情報共有等を強く実施しながら、資質向上への取り組みを継続実施していく。

◆障がい福祉関係機関との連携の取り組みに加えて重層的支援体制整備事業に向けて他機関との連携・情報共有等をより充実したものにする。

障がい福祉関係機関との連携に加えて、子育て支援関係者等とも連携を密に幅広い視野でケース対応を柔軟に実施していく。

また、後見支援センターとの協力体制を強く働き掛けていく。

◆総合相談支援業務の推進

複合的なケース相談の増加もあり、引き続き、他機関との連携等をより充実すると共に職員個々の資質向上への働き掛けを外部研修・内部研修をより充実し、強く働き掛けていく。

2、河内長野市 中部地域包括支援センター

【中部地域包括支援センター】 令和 7 年度 事業報告

1. 各相談等業務/包括的・継続的マネジメント業務 実績

別紙「令和7年度 総合相談事業の実施状況」を参照。

2. 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターにおいて、事業対象者、要支援状態の高齢者を対象に、自立支援と目標指向型のサービス提供の推進を目的としたケアプランの作成等、介護予防マネジメントを行った。

【対象者数】

単位：件

	事業対象者	要支援 1	要支援 2	合計
令和 7 年度 (R8.3 末)	28	264	212	504
令和 6 年度 (R7.3 末)	31	262	224	517
令和 5 年度 (R6.3 末)	55	247	207	509

【指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業】

単位：件

	指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合 計
R 7	3281	2831	6112
R 6	3,405	2,782	6,187
R 5	3,060	2,686	2,738

【介護予防ケアプラン作成延件数】

単位：件

	直営作成プラン	委託作成プラン（委託事業所数）	合 計
R 7	3,146	2,966 (39)	6,112
R 6	3,110	3,077 (33)	6,187
R 5	2,738	3,008 (30)	5,746

3. 高齢者支援事業

調査・緊急出動件数合計 218 件

単位：件

事業名	緊急通報システム出動	住宅改修支援事業	徘徊高齢者 SOS 情報発信	ひとり暮らし高齢者 実態調査	緊急通報システム登録者訪問調査
R 7	7	82	0	159	211
R 6	6	52	0	204	202
R 5	14	71	1	159	184

4. 家族介護支援事業

(1) 「介護の知恵袋」の開催（3 包括センター共催）

3 回開催 参加延人数 44 人 （※うち中部 1 回開催 14 人）

(2) 介護の知恵袋ミニ（介護者の身近な地域で交流会）の開催

※中部 開催 2 回 参加延人数 53 人

5. 地域団体・関係機関との連携事業（★印は、3 包括センター共催）

(1) イベント、勉強会・研修会などの開催

★第 14 回いきいきフェスタ（福祉や介護予防にまつわる展示イベント）共催
★モックルカフェ
★認知症パートナー養成研修
★おれんじくらぶ（認知症についての講座）
★ほんわかくらぶ（若年性認知症本人・家族の会）の活動支援
・認知症勉強会（南花台自治会）
・ものわすれ相談会
・こもれび倶楽部（介護予防手芸教室）
・こもれび塾（地域のケアマネージャー向け研修会）

(2) 講師派遣

・健康いきいき教室（南花台地区 2 件、大矢船地区 2 件、中片添町、小塩町）
・認知症サポーター養成講座（北青葉台老人クラブ、井上歯科）
・熱中症出前講座（大矢船地区）
・フレイル予防出前講座（南花台地区）
・加賀田フェスティバルにて相談ブース設営
・加賀田ふれあい交流会にて認知症予防講座実施

(3) 会議等への出席

・地域ケア会議 各委員会
・ケアマネ部会、訪問部会、通所部会、施設部会、GH 部会、福祉用具部会
・地域密着型サービス運営推進会議
・河内長野市ケアネットワーク会議
・石仏まちづくり会、地域ワークショップ（南花台、加賀田、三日市、天見）
・つながるまちづくり交流会
・認知症施策委員会
・河内長野市認知症家族の会
・認知症推進員会議
・認知症パートナー定例会
・認知症コーディネーター会議
・キャラバンメイト連絡会

• MIRAI づくりミーティング
• 地域づくり委員会
• 重層的支援体制整備事業
• 包括会議
• 社会福祉士会議
• 保健職会議
• 保健医療会議
• おれんじチーム員会議
• 主任ケアマネジャー会議
• 自殺対策連絡会議
• 自立支援会議
• 後見ワーキング会議
• 地域資源会議
• 施設連絡会
• さやま病院連絡協議会

6. 令和7年度重点事業の計画と成果

重点事業

①地域活動	
計画	◆各地域の活動に積極的に参加し、住民と顔の見える関係を築き、なんでも相談できる包括を目指す。
成果	◇地域ごとに担当職員を決め、定期的に地域活動に参加した。地域住民の方に職員の顔と名前を知ってもらい、信頼関係の構築に努めた。
②地域ケア会議の推進	
計画	◆高齢者支援の個別ケース検討を通して、重層的な課題を抱えた世帯への支援の足掛かりとする。
成果	◇包括職員からの提案による地域ケア会議だけではなく、他機関やケアマネジャーから地域ケア会議開催の依頼を受けることがあった。多職種連携のためのツールとして定着していることを実感できた。
③認知症高齢者支援の推進	
計画	◆オレンジチーム員、認知症地域支援推進員を増員し、職員全体のスキル向上を目指す。
成果	◇認知症地域支援推進員研修を受講した。令和8年度から正式に増員する。 ◇オレンジチーム員増員し、認知症初期支援を充実させることが出来た。

④介護支援専門員への資質向上支援	
計画	◆介護支援専門員協会、医師会、社会福祉協議会、社会福祉士会等と連携、情報共有し資質向上への取り組みを継続実施する。
成果	◇3 包括合同で介護支援専門員に向けての研修会を実施した。 ◇居宅介護支援事業所からの要請に応じ、ケースへの同行訪問を積極的に行った。対応困難な事例について制度活用や地域ケア会議の開催など提案を行った。
⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業との連携	
計画	◆医療面でのリスクを抱える高齢者に対し、医療と福祉の両面からアプローチできる仕組みをつくる。
成果	◇ハイリスク高齢者に個別アプローチする中で、深刻な疾病を発見することや福祉面での支援の必要性を理解してもらい、支援につながる事例があった。医療福祉両面からのアプローチが出来た。

7. 課題と今後の方向性

保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、各地域からの申し込みがあった場合にポピュレーションアプローチを実施しているため、対象が一部住民に限られており、市内全ての地域全住民に対して実施できていないことが課題として挙げられた。また、圏域内地域ごとに担当職員を配置し、活動に取り組んだが、保健事業同様、地域特性による活動量の差が見られた。地域ごとの特性を診断し、社会福祉協議会と連携しながら、全ての地域で活動できるよう、取り組みたい。

認知症に関する啓発活動は数年に渡り継続し、地域に対しては一定の成果が得られているため、今後は専門職との連携や後方支援により力を入れたい。重層的な課題や不足する社会資源について意見はあがるものの、具体的な解決に向けた取り組みが不足していた。包括支援センターのみで対応することが困難であるが、多機関と協働し取り組んでいく。

【中部地域包括支援センター】 令和8年度 事業計画

1. 業務一覧

①	総合相談支援業務	・ 支援を要する高齢者の生活実態を把握し、地域団体や関係機関と連携のもと、保健・医療・介護・福祉等生活全般に関わる総合的な相談・支援業務を実施する。
②	権利擁護業務	・ 虐待対応運用マニュアルに沿った対応を行政とともに実行する。 ・ 成年後見制度の活用についてケアマネジャーに啓発する。
③	包括的・継続的ケア マネジメント支援業務	・ 地域の関係機関・団体等との連携を密にし、介護支援専門員が抱える課題解決に向けて技術的援助を行う。 ・ 介護支援専門員相互の事例検討会や研修会を実施するとともに、介護支援専門員のネットワークを構築する。
④	地域ケア会議の開催	・ 高齢者の個別課題の解決を目的とするのみならず、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力を高める。
⑤	介護予防・健康づくりのための地域活動の支援	・ 介護予防又は重症化防止等を目的として、活動支援を行う。
⑥	認知症に関する事業	・ 市や関係機関と連携し、各種認知症支援事業を実施、
⑦	介護予防 ケアマネジメント	・ 河内長野市介護予防ケアマネジメント実施要領に基づき適正に業務を実施する。 ・ 介護支援専門員に地域社会資源情報を提供し、フォーマルサービスに頼らない支援計画作成を支援する。

2. 3包括共同で重点的に取り組む事項

◆専門職の資質向上に向けた研修会の開催

ケアマネジャー等専門職の資質の向上への取り組みをより強化する。

また、主任ケアマネジャー更新要件の法定外研修を継続的に開催する。

- ・ 包括センター社会福祉士会議でのケアマネ研修会開催

年1回 開催予定

- ・ 大阪介護支援専門員協会 河内長野支部・南河内ブロックの研修会

年1回協力での開催予定

- ・ 主任介護支援専門員連絡会での研修会開催

年1回協力での開催予定

- ・ 包括センター主任ケアマネジャーでのケアマネ研修会開催

年2回 開催予定

3. 重点的に取り組む事項

◆介護支援専門員への資質向上支援

多機関と連携、情報共有し資質向上への取り組みを強化する。

介護予防の視点を育めるよう、窓口業務での指導を行う

◆地域活動

各地域の活動に担当者が参加し、地域に根ざした支援を実施する。

◆地域ケア会議の実施

高齢者支援の個別ケース検討を通して、重層的な課題を抱えた世帯への支援の足掛かりとする。

◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業との連携

地域活動の中で地区診断を行い、それぞれの地域特性に応じた集団的なアプローチを進める。

3、河内長野市 西部地域包括支援センター

【西部地域包括支援センター】 令和 7 年度 事業報告

1. 各相談等業務/包括的・継続的マネジメント業務 実績

別紙「令和7年度 総合相談事業の実施状況」を参照。

2. 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターにおいて、事業対象者・要支援状態の高齢者を対象に、自立支援と目標指向型のサービス提供の推進を目的としたケアプランの作成、介護予防マネジメントを行った。

【対象者数】

単位：件

	事業対象者	要支援1	要支援2	合計
令和7年度（R8.3 末）	68	305	244	617
令和6年度（R7.3 末）	66	303	246	615
令和5年度（R6.3 末）	79	303	242	624

【指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業】

単位：件

	指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合 計
R7	3,694	3,708	7,402
R6	3,665	3,810	7,475
R5	3,802	3,789	7,591

【介護予防ケアプラン作成延件数】

単位：件

	直営作成プラン	委託作成プラン（委託事業所数）	合 計
R7	4,196	3,206（48）	7,402
R6	4,102	3,373（50）	7,475
R5	4,551	3,040（45）	7,591

3. 高齢者支援事業

調査・緊急出動件数合計 340 件

単位：件

事業名	緊急通報システム 出動	住宅改修支援事業	徘徊高齢者 SOS 情報発信	ひとり暮らし高齢者 実態調査	緊急通報システム 登録者訪問調査
R7	10	3	0	112	215
R6	6	15	0	140	205
R5	6	12	0	89	167

4. 家族介護支援事業

(1) 「介護の知恵袋」の開催（3 包括センター共催）

3 回開催 参加延人数 44 人 （※うち西部 1 回開催 16 人）

(2) 介護の知恵袋ミニ（介護者の身近な地域で交流会）の開催

※西部 開催 2 回 参加延人数 10 人

5. 地域団体・関係機関との連携事業（★印は、3 包括センター共催）

(1) イベント、勉強会・研修会などの開催

★第 14 回いきいきフェスタ
千代田地区いきいき介護フェア共催にて開催
天野公民館公民館まつり内で相談会を開催
もの忘れ相談会（2 回）
府営千代田台連合自治会「何でも相談会」（毎月第 4 金曜日 集会所）

(2) 講師派遣

★ケアマネジャー向け資質向上研修会の実施 （2 回）「ケアマネジメントとシャドーワーク」、 「ALS の病期を見据えたケアマネジメント」
★市内介護保険事業所全体に向けて研修会「ヤングケアラー支援」
★市内介護保険事業所全体に向けて権利擁護研修会
★ケアマネジャー向け事例検討研修会「スキル向上学の集い」（3 回）
ケアマネジャー向け事例検討研修会「ケア ランデータ連携システムの導入と活用について」
認知症サポーター養成講座（2 回） （対象者）高向公民館 一般 （対象者）溝口医院 児島 Dr、職員
介護の知恵袋「もしものときのために人生会議のはじめ方」（ACP）
介護の知恵袋ミニ （2 回）「あかしあ施設見学と介護者交流会」「お坊さんのありがたい法話と介護者交流会」
介護予防講座（高向公民館にて 3 回実施）
元気アップ教室・元気アッププラスフォロー教室
あたまと体の元気教室～レッツコグニサイズ～

(3) 会議等への出席

地域ケア会議 各委員会
河内長野市ケアネットワーク会議
民生児童委員定例会
まちづくり会（小山田小学校区、高向小学校区）
おれんじチーム員会議
校長会へ参加（長野中学校）
認知症パートナー定例会
認知症コーディネーター定例会

認知症疾患医療連携協議会
他市の認知症地域支援推進員との交流
河内長野市認知症家族の会
モックルカフェ
陽だまりカフェ
認知症あったかねっと
元気アップフレンズ連絡会
地域密着型施設運営推進会議
ほんわかくらぶ
後見支援センター中核機関ワーキング会議
社会福祉施設連絡会 安心サポートネットワーク スマイルサポーター連絡会
重層的支援体制整備事業
法律支援事業
地域づくり検討委員会
ブルーカードシステム推進会議
生活支援コーディネーター連携会議
認知症キャラバンメイト連絡会
河内長野市自殺対策連絡会議
府営千代田府営住宅連合自治会 毎月なんでも相談会
第1回通いの場交流会
生活支援体制整備事業に係る基礎研修
成年後見支援センター研修会
ACP 研修参加（医師会主催）
重層的支援体制整備事業レビュー会議研修会
認知症コーディネーター専門職研修

6. 令和7年度重点事業の計画と成果

重点事業

①個別地域ケア会議の推進	
計画	◆地域ケア会議を活用する事で地域課題抽出と介護支援専門の後方支援を行う。 ◆地域課題解決への取り組みにより、困難事例解決や社会資源発掘を目指す。
成果	◇個別地域ケア会議を開催し、課題共有を行なう事で行政機関及び社会福祉協議会コミュニティワーカーとも情報共有ができた。其のことによって地域の協力者などと連携を図ることが可能になり支援者の視点が幅広いものになった。
②総合相談支援業務の推進	
計画	◆複合的課題のあるケースの増加傾向にあることから、他機関との連動性が高められるよう、職員個々の資質向上への働きかけを行っていく。

成果	◇他機関協働の会議や研修会への参加を行い、地域資源や各団体との繋がりの中で、相談支援がスムーズに行えるようになってきている。緊急時の連携について課題は多いが、引き続き関係機関との繋がりを大切にする事で適切な支援に繋がっていくことができる。
③認知症高齢者支援事業の推進	
計画	◆認知症になっても本人の意思が尊重され、幅広い世代に認知症の方の有効施策・社会資源を広く啓発できるよう認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを継続する。 また、地域包括支援センターだけではなく、地域住民全体の幅広い世代に認知症の方の有効施策・社会資源を広く啓発できるよう認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを継続して行っていく。
成果	◆一般市民や医療従事者を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者 SOS ネットワーク事業、認知症サポーターの役割を伝えることができた。 ◆管轄地域の公民館を利用して地域の方にも認知症の予防などについて講座を開催し、地域住民に認知症への理解や情報提供をすることができた。 ◆認知症の人やその家族を支援するボランティアの認知症パートナーの活動支援として認知症パートナー定例会を定期的に開催した。
④介護予防の推進	
計画	◆単発の介護予防活動で終わるのではなく、その先を見据えて継続的な活動を住民主体で維持できるように支援を行う。
成果	◇元気アップ教室か元気アッププラスフォロー教室など自主的な体操教室を行っている団体に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業のポピュレーションアプローチと連携しながら継続のための見守りや声掛け等の支援を行った。 ◇地域住民の集いの要請で、モックル介護予防体操の啓発や介護予防講座を行った。
⑤成年後見制度普及啓発の推進	
計画	◆独居高齢者の単身世帯の増加に伴う生活不安に対応するため、成年後見制度に関する相談支援を行い、同制度の普及啓発を行う。
成果	◇後見支援センターワーキング会議を通じて、「後見支援センター」のパンフレット作成や専門職を対象にした研修会を実施。また、高齢者及び関係者からの相談に対して、市作成のパンフレットを利用し制度の説明を行い、希望に応じてリーガルサポートに依頼し、申請手続き等に繋げる実績をあげた。

7. 目標及び活動方針に基づく実績について

地域からの要望により介護予防の講座を開催する等、地域団体、他機関との連携により、地域活動がスムーズに執り行うことができた。高齢化率が高まる中、介護予防への取り組みについて、今後も地域との連携を強化し、個人の選択を尊重しながら自主的な取組の支援を行っていく。

複合的な課題のある方への支援が必要となるケースについて、関係機関との連携が図

れるよう、重層的支援が可能となるよう、包括職員が研修や会議へ参加を行った。

高齢者の保健と介護予防の一体的実施事業で行う、ハイリスク高齢者個人や団体への講習会を通じて介護予防の取り組みへの干渉が行えた。実績を踏まえ、今後も健康の増進のためのアプローチを継続して行うこととする。

【西部地域包括支援センター】 令和8年度 事業計画

1. 業務一覧

①	総合相談支援業務	支援を要する高齢者の生活実態を把握し、地域団体や関係機関と連携のもと、保健・医療・介護・福祉等生活全般に関わる総合的な相談・支援業務を実施する。
②	権利擁護業務	- 昨年度の主任ケアマネジャーを対象とした虐待研修により、疑い事例も含め、積極的な通報を促し、これに対してマニュアルに基づき市地域福祉高齢課と連携し、高齢者虐待の防止や解消に向けた対応を行う。 - 成年後見制度やその他権利擁護に係る支援を継続して行っていく。
③	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	- 介護支援専門員が抱える課題解決に向けて地域の関係機関・団体等とスムーズに連携できるよう対応を行う。 - 介護支援専門員相互の事例検討会や研修会を実施し、介護支援専門員のネットワークを構築すると共に情報共有の場を設ける。
④	地域ケア会議の開催	定期的に「個別地域ケア会議」を開催し、個別困難事例等の検討・協議を通じて地域課題の抽出に努める。
⑤	介護予防・健康づくりのための地域活動の支援	介護予防又は重症化防止等を目的として、地域で自主的に実施するサロンや体操教室などの地域活動に対して、円滑な運営に向けた支援を行う。
⑥	認知症に関する事業	市や関係機関と連携し、「認知症基本法」の基本理念や「認知症施策推進大綱」に基づいて、共生社会の実現を目指し、各種の認知症施策推進事業を実施、推進する。
⑦	介護予防ケアマネジメント	- 河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条に規定する介護予防ケアマネジメントを適正に実施する。 - 河内長野市介護予防ケアマネジメント実施要領に基づき適正に業務を実施する。

2. 3包括共同で重点的に取り組む事項

◆専門職の資質向上に向けた研修会の開催

ケアマネジャー等専門職の資質の向上への取り組みをより強化する。また、主任ケアマネジャー更新要件の法定外研修を継続的に開催する。

- ・包括センター社会福祉士会議でのケアマネ研修会開催 年1回 開催予定
- ・大阪介護支援専門員協会 河内長野支部・南河内ブロックの研修会
年1回協力での開催予定
- ・主任介護支援専門員連絡会での研修会開催 年1回協力での開催予定
- ・包括センター主任ケアマネジャーでのケアマネ研修会開催 年2回 開催予定
- ・感染症・災害対策部会での感染症対策、災害時対策等の研修会を開催

3. 重点的に取り組む事項

◆個別地域ケア会議の推進

地域ケア会議を活用する事で地域課題抽出と介護支援専門員の後方支援行っていく。
地域課題解決への取り組みにより、困難事例解決や社会資源発掘を目指す。

◆総合相談支援業務の推進

複合的課題のあるケースが増加傾向にあることから、他機関と連携を図りながら課題解決に向けた支援が行われるよう、通常時より他機関との連携を意識して業務にあたる。

◆認知症高齢者支援の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、幅広い世代に認知症の方の有効施策・社会資源を広く啓発できるよう認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを継続する。また、地域包括支援センターだけではなく、地域住民全体の幅広い世代に認知症について有効施策・社会資源を広く啓発できるよう、認知症地域支援推進員を中心に地域への取り組みを継続して行っていく。

◆介護予防の推進

単発の介護予防活動で終わるのではなく、その先を見据えて継続的な活動を住民主体で維持できるように支援を行う。

◆成年後見制度普及啓発の推進

独居高齢者の単身世帯の増加に伴う生活不安に対応する為、成年後見制度に関する相談支援を行い、同制度の普及啓発を行う。

◆介護離職やダブルワークへの支援

社会問題になっている課題であり、地域包括支援センターの普及啓発や情報について地域との連携により発信を行うことや、総合相談支援のなかで就労者への働きかけを意識した支援を行っていく。

◆ACP人生会議の推進

人生の最終段階で自分がどうしたいかを考え、話し合い、共有する過程をもつことで、実際に最終段階の希望を考え、話し合っていただくきっかけとなるような支援を行う。

◆生産性向上・離職防止への取り組み

ケアプランの質向上や人材育成のための研修を実施し、業務効率化と生産性向上による居宅介護支援事業所の運営基盤強化と職員の働きやすい環境づくりを推進する。

収支決算書（令和7年度）
東部地域包括支援センター

（単位：円）

	内 容	予算額	決算額	備考
収 入	地域包括支援センター事業委託料	41,010,000	41,010,000	
	高齢者支援事業委託料	1,800,000	1,800,000	
	認知症施策推進事業	6,325,000	6,325,000	
	介護報酬（介護予防支援費）	16,400,000	19,536,195	
	介護報酬（介護予防ケアマネジメント費）	16,400,000	13,273,945	
	高齢者の保健事業業務委託料	12,650,000	12,650,000	
	受取利配当収入	0	10	
	受入研修費収入		67,500	
	委託事業収入	40,000	33,000	介護教室委託料・講師料
	雑収入	0	270,160	
	収 入 合 計 (A)	94,625,000	94,965,810	

	内 容	予算額	決算額	備考
支 出	人件費	59,211,000	58,837,959	職員人件費・法定福利費
	日用品費	50,000	91,216	消毒液等
	水道光熱水費	600,000	792,505	電気・ガス・水道料金
	保険料	250,000	327,560	賠償責任保険外
	賃借料	238,000	237,600	自動車リース
	車輛費	356,000	825,899	ガソリン代外
	雑誌出	200,000	44,161	
	福利厚生費	200,000	737,642	健康診断外
	職員被服費	100,000	121,698	職員制服
	旅費交通費	30,000	39,000	研修等交通費
	研修研究費	200,000	279,173	研修
	事務消耗品費	350,000	530,165	事務用品等
	印刷製本費	80,000	102,944	名刺等印刷
	通信運搬費	950,000	1,214,668	電話料金
	広報費	100,000	17,466	
	業務委託費	300,000	398,074	会計委託外
	原案作成委託料	20,000,000	19,846,195	
	手数料	20,000	21,309	振込手数料
	土地・建物賃借料支出	5,750,000	5,742,852	土地・駐車場
	租税公課	50,000	20,800	自動車税
	保守料	180,000	217,889	コピー機
	渉外費	50,000	0	
	諸会費	30,000	18,240	介護支援協会
	その他の支出	1,040,000	128,407	
	退職給付金引当資産支出	150,000	149,760	
	器具及び備品取得支出（固定資産）	0	550,000	
	支 出 合 計 (B)	90,485,000	91,293,182	
差引収支差額 (A) - (B)		4,140,000	3,672,628	

◆中部地域包括支援センター 2025年度 収支決算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:円)

	内 容	予算額	決算額	備考
収 入	地域包括支援センター事業委託料	47,335,000	47,335,000	
	高齢者支援事業委託料	1,800,000	1,800,000	
	認知症施策推進事業委託料	6,325,000	6,325,000	
	介護教室委託料	0	40,000	
	保健事業と介護予防の一体的事業	12,320,000	12,320,000	
	介護報酬	26,000,000	28,915,386	
	雑収入等	160,000	720,678	
	収 入 合 計	93,940,000	97,456,064	

	内 容	予算額	決算額	備考
支 出	人件費	69,356,000	64,658,748	職員人件費・福利厚生費
	旅費	0	6,000	研修旅費
	研修費	0	398,711	
	印刷製本費	0	184,518	
	消耗器具備品費	1,700,000	140,076	
	保険衛生費	65,000	66,644	
	光熱水費	500,000	473,933	
	通信運搬費	620,000	1,058,312	通信料等
	保険料	300,000	342,647	
	賃借料	900,000	772,773	
	手数料	0	1,179,094	
	保守料	50,000	495,827	
	修繕費	250,000	342,374	
	原案作成委託料	13,000,000	12,776,638	
	業務委託費	355,000	161,987	
	車両費	500,000	513,679	車両検査料、燃料費含む
	積立金	0	0	
	土地・建物賃借料	0	12,000	
	施設設備費	0	0	
	職員被服費	150,000	1,086,718	
	その他	6,194,000	5,903,342	
	支 出 合 計	93,940,000	90,574,021	
差引収支差額		0	6,882,043	

◆西部地域包括支援センター 2025年度 収支決算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:円)

	内 容	予算額	決算額	備考
収 入	地域包括支援センター事業委託料	34,685,000	34,685,000	
	高齢者支援事業委託料	1,800,000	1,800,000	
	認知症施策推進事業委託料	6,325,000	6,325,000	
	介護報酬(介護予防支援費)	38,000,000	35,067,774	
	高齢者の保健事業委託料	12,320,000	11,068,750	
	その他	50,000	40,000	介護教室委託料
			33,000	物価高騰支援金
	収 入 合 計	93,180,000	89,019,524	

	内 容	予算額	決算額	備考
支 出	人件費(職員人件費・法定福利費)	60,000,000	65,234,169	
	報償費(講師謝礼)	50,000	123,307	
	旅費	30,000	48,860	
	消耗品費	550,000	683,670	日用品・事務用品費
	印刷製本費	200,000	169,637	
	燃料費	300,000	365,382	
	光熱水費	400,000	510,264	
	通信運搬費	100,000	112,992	
	保険料	300,000	404,952	
	賃借料	138,600	138,600	
	施設使用料	4,200,000	4,331,314	
	研修費	100,000	98,000	
	原案作成委託料	13,000,000	13,917,553	
	雑費	150,000	13,640	
	委託費	20,000	18,214	
	車両関係費	500,000	880,819	車検・修理費
	自動車税	40,000	39,600	
	職員紹介料	0	1,586,970	
	備品購入費	0	0	
	修繕費	0	0	
	その他	0	0	
	支 出 合 計	80,078,600	88,677,943	
差引収支差額		13,101,400	341,581	

市・地域包括支援センター 評価結果まとめ

参考資料

基本情報	市指標	市	包括支援センター指標	東部	中部	西部
地域包括支援センターの概要	担当圏域 (令和8年3月末時点)	36,522	担当圏域における65歳以上人口(実数)	12,758	13,924	9,840
	担当圏域の認定者数 (実数)	5,391	(a) 認定者数(要介護1～要介護5)	2,046	1,820	1,525
		2,682	(b) 認定者数(要支援1、要支援2)	938	843	901
		33	(c) 事業対象者数(介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者)	13	4	16
			設置主体	社会福祉法人	社会福祉法人	医療法人

事業共通									
組織・運営体制	適切な事業運営のための体制構築	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達していますか。	○	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。	○	○	○		
		センターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行いましたか。	○	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。	○	○	○		
		運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善しましたか。	○	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。	○	○	○		
		市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催していますか。	○	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。	○	○	○		
	担当圏域の現状・ニーズに応じた取組	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供していますか。	○	担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について市から提供を受け把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定していますか。	○	○	○		
		職員の確保・育成	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示していますか。	×	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。	○	○	○	
			利用者が相談しやすい相談体制の構築	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けていますか。	○	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。	○	○	○
				センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けていますか。	○	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。	○	○	○
	市町村の広報紙やホームページなどで、センターの周知を行っていますか。			○	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。	○	○	○	
	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表していますか。	○							
個人情報の保護	個人情報保護を徹底しているか	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示していますか。	○	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。	○	○	○		
		個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示していますか。	○	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。	○	○	○		
				個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。	○	○	○		
				個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。	○	○	○		
		センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言していますか。	○						
利用者満足の向上	利用者の満足度向上のための、相談・苦情対応体制の整備	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示していますか。	○	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。	○	○	○		
		センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けていますか。	○	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。	○	○	○		
	プライバシーの確保	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針を、センターに示していますか。	○	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。	○	○	○		

個別業務								
総合相談支援	地域における関係機関・関係者のネットワーク構築	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加していますか	○		△			
				地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。	○	○	○	
	相談事例の解決のための、必要な対応	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めていますか。	○	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。	○	○	○	
		センターにおける相談事例の分類方法を定めていますか。	○	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。	○	○	○	
		前年度1年間におけるセンターの相談件数を把握していますか。	○	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。	○	○	○	
		前年度1年間に、センターからの相談事例に関する支援要請に対応しましたか。	○	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。	○	○	○	
		総合相談支援の中の、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援の推進	○	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。	○	○	○	
		センターが、介護、子育て、障害等に関して複合的な課題を持つ世帯への相談に対応できるよう、市町村として取り組みを行っていますか。	○	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。	○	○	○	
権利擁護	成年後見制度の活用を図るための取組	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準をセンターと共有していますか。	○	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。	○	○	○	
				前年度1年間において、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。	1	5	2	
	高齢者虐待に対する迅速な対応	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有していますか。	○	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。	○	○	○	
		センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。	○	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。	○	○	○	
	消費者被害の防止の取組	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っていますか。	○	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。	○	○	○	
				消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。	○	○	○	
包括的・継続的ケアマネジメント支援	介護支援専門員を支援するための体制の構築	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供していますか。	○	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。	○	○	○	
		センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画(令和6年度分)を作成していますか。	○	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画(令和6年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。	○	○	○	
		介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っていますか。	○	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。	○	○	○	
		地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催していますか。	×					
		介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	○	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	○	○	○	
				介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。	○	○	○	
	介護支援専門員に対しての効果的な相談対応	各センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。	○	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。	○	○	○	

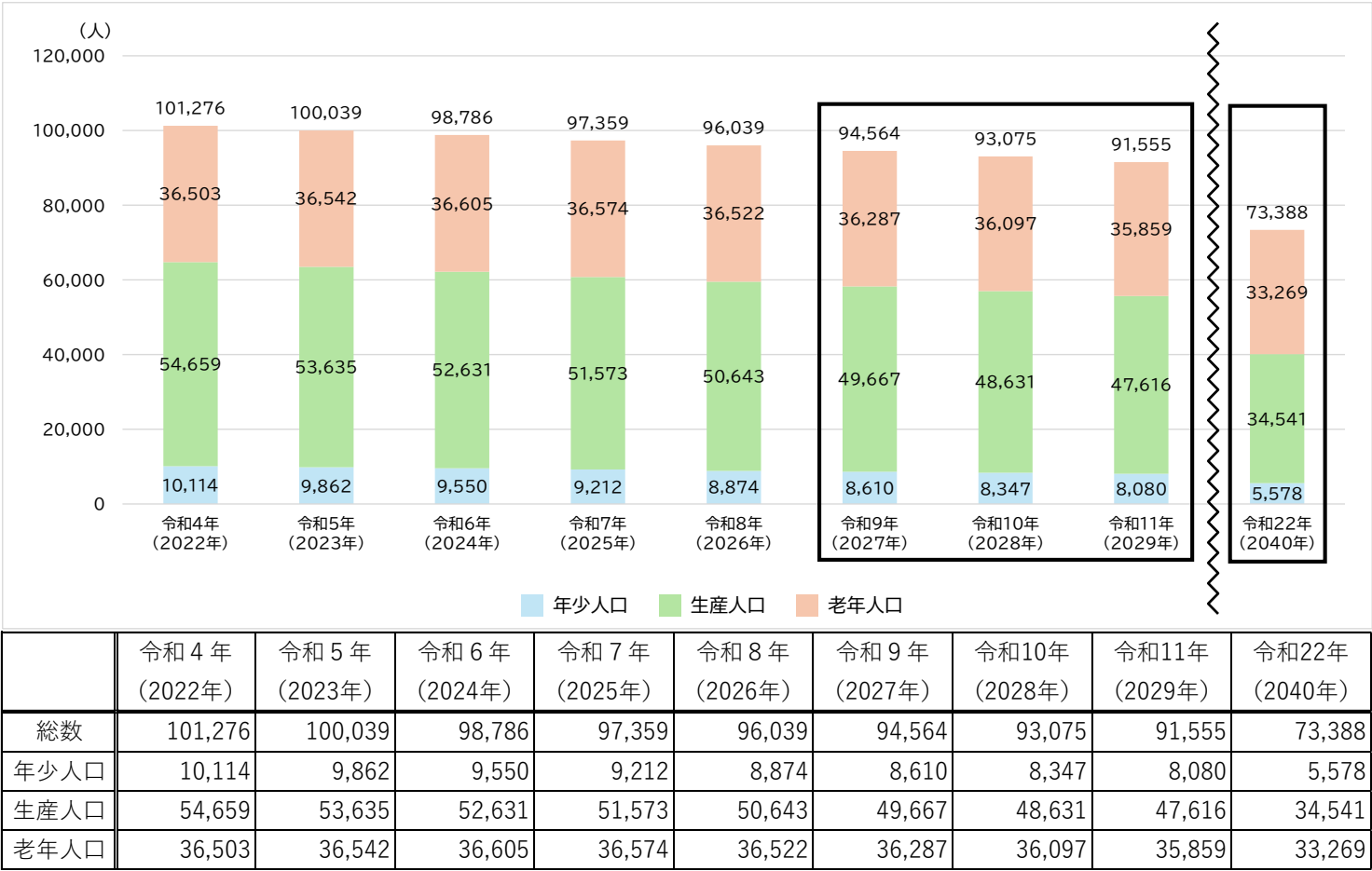
	介護予防サービス計画 の検証		令和5年改正法で追加された指定介護予防支援 事業所の指定を受けた圏域内の居宅介護支援 事業所に対する「介護予防サービス計画の検証」 を行っていますか。	○	○	○
--	-------------------	--	--	---	---	---

地域ケア会議	個別課題や地域課題の解決のための、関係者との連携の下で地域ケア会議の開催	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示していますか。	○	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。	○	○	○
		センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知していますか。	○	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。	○	○	○
		センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加していますか。	○	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。	○	○	○
				センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。	○	○	○
				センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。	△	×	×
	個別事例や地域課題の解決のための地域ケア会議の活用	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。	○	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。	○	○	○
		センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応していますか。	○	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。	○	○	○
		地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じていますか。	○	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。	○	○	○
		地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行していますか。	○	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。	○	○	○
		生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保していますか。	○				
		センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握していますか。	○	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。	○	○	○
		複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言していますか。	○				
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等の実施	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知していますか。	○	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。	○	○	○
		センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供していますか。	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。	○	○	○
		利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示していますか。	○	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。	○	○	○
	介護予防ケアマネジメント等の適正な委託の実施	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示していますか。	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。	○	○	○
		介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示していますか。	○	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進捗管理を行っていますか。	○	○	○
		介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握していますか。	○				

事業連携

在宅医療・介護連携	在宅医療・介護連携の推進に向けた取組	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っていますか。	○	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。	○	○	○
		医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っていますか。	○	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加していますか。	○	○	○
		在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。	○	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。	○	○	○
認知症高齢者支援	認知症高齢者を支援するための取組	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。	○	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。	○	○	○
生活支援体制整備	生活支援コーディネーターや協議体との連携した取組	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っていますか。	○	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。	○	○	○

(参考)



介護保険事業計画の策定に向けて

1. 第10期（令和9～11年度）介護保険制度改正に向けて

- 近年の介護保険制度の改正は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標として、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきました。
- 今後は、2040年を目標に、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められます。
- こうした社会環境の変化の中でも、引き続き、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要です。

第10期介護保険制度の見直しに関する意見 （令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制
2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
3. 大都市部・一般市等における対応

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて
2. 医療・介護連携の推進
3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
4. 介護予防の推進、総合事業の在り方
5. 相談支援等の在り方
6. 認知症施策の推進等

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策
2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方
2. 給付と負担
3. その他の課題

(詳細版抜粋)

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

○地域の類型の考え方

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を認識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である

○中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）

- ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための仕組みを設ける
- ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定すること可能）★
- ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する

○大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）

○一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）

- ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○特例介護サービスの枠組みの拡張

- ・中山間・人口減少地域において、職員の資金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

○介護サービスを事業として実施する仕組み

- ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

○介護事業者の連携強化

- ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

○既存施設の有効活用

- ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合

- ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

1

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

○医療と介護の協議の場等

- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

○有料老人ホームにおける安全性及び質の確保

- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける

○入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける

○入居者紹介事業の透明性及び質の確保

- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する

○いわゆる「囲い込み」対策の在り方等

- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる

○住まいと生活の一体的支援

- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

○介護予防・日常生活支援総合事業

- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する

○介護予防を主軸とした多機能の支援拠点

- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

○頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがいない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する

○介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方

- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする

○ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員実務研修の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める

○有料老人ホームに係る相談支援

- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに応える新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

○人材確保のためのプラットフォーム

- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等

- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の仕組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

○事業者間の連携、協働化等

- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

○科学的介護の推進

- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

2

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の空料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めることが考えられるところ、丁寧に検討を行う

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前担当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

○被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

○金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

○高額介護サービス費の在り方

- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

○介護被保険者証の事務・運用

- ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・電子資格確認を導入する
- ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

○高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

○要介護認定

- ・申請代行が可能な者を拡大する
- ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する

○特定福祉用具販売

- ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

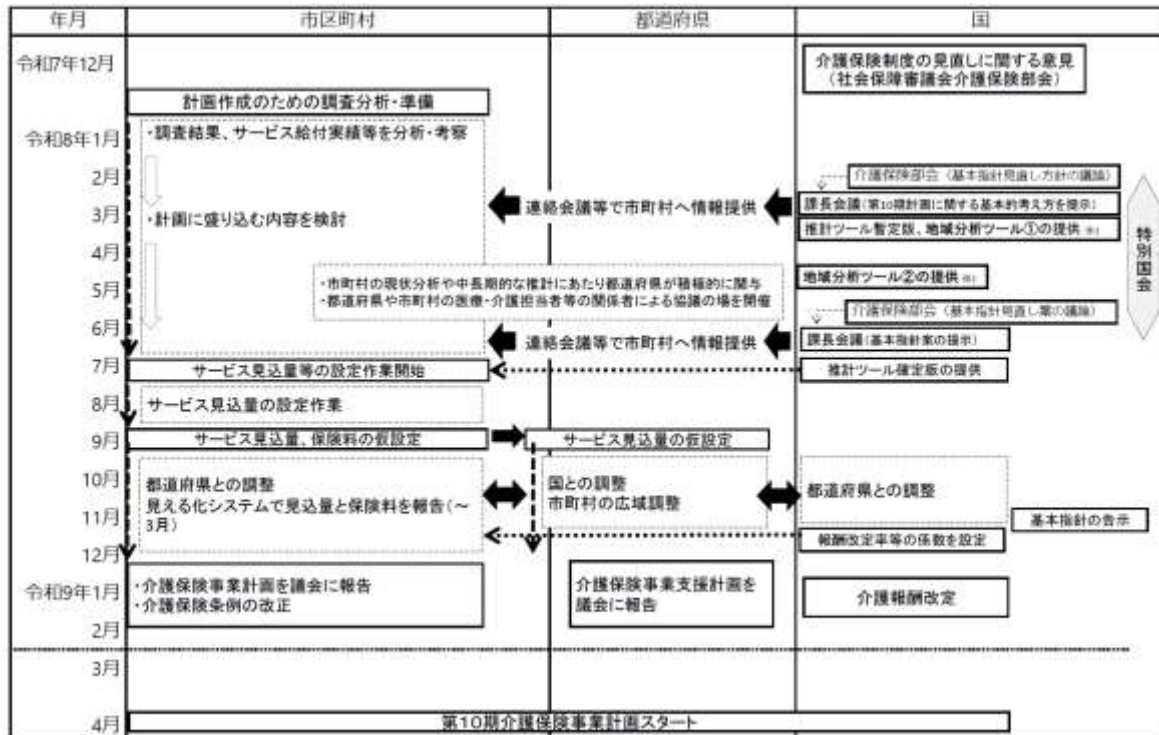
○国民健康保険団体連合会の業務

- ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

2. 第10期介護保険事業計画の策定について

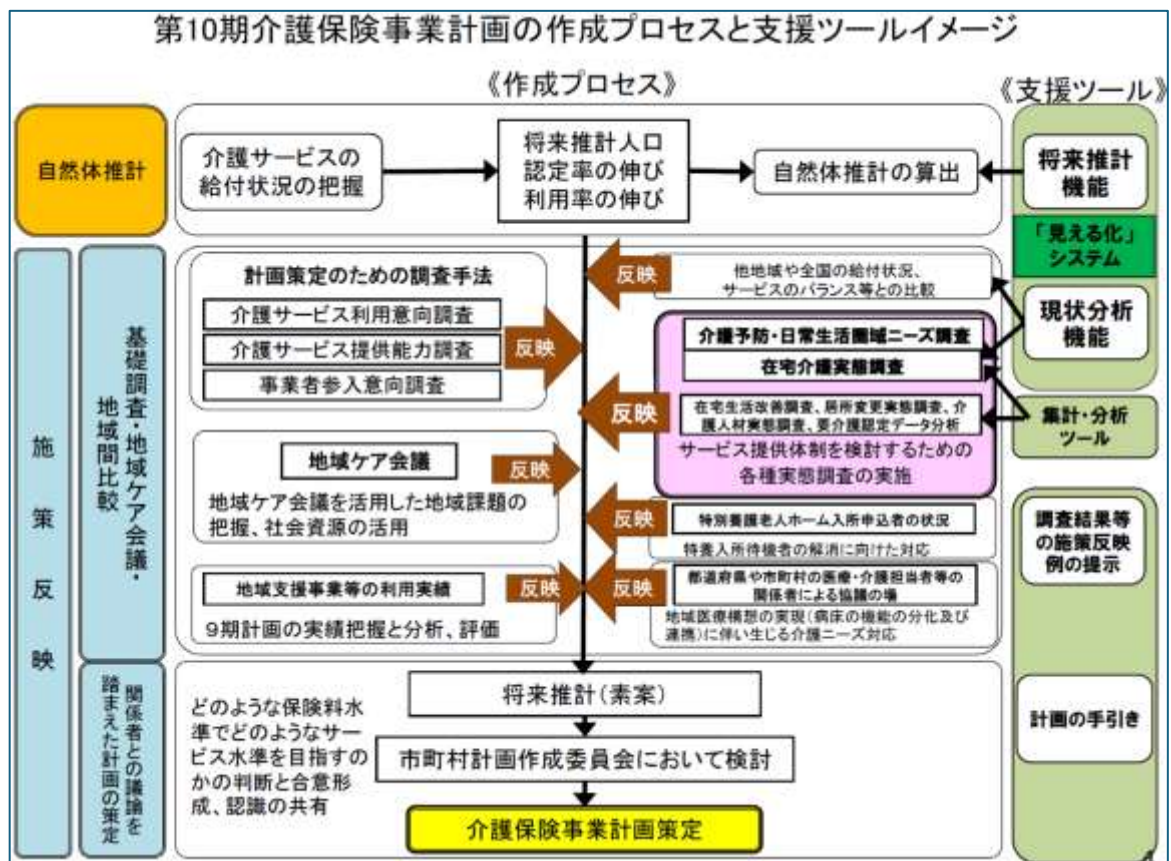
(1) スケジュール

○令和8年6月29日の第135回社会保障審議会介護保険部会で参考資料として提示されたスケジュールと計画作成プロセスは以下の通りです。



※1 500mメッシュ別人口データ(年代別、2050年までの5年刻み)を地図上に表示する機能の提供。

※2 各市区町村の地域状況、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国平均の相対値として算出し、レーザチャートで表示する機能の提供。



(2) 第10期介護保険事業計画の基本指針

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が保険者や関係者に積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となります。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進める必要があります。
- 令和8年6月29日の第135回社会保障審議会介護保険部会で示された基本指針のポイント案と記載を充実する事項は以下の通りです。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

1

○ 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者が議論すべき内容の明確化。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示。
 - ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性。
- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進。
- ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案。
- ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等。

○ 地域包括ケアシステムの深化

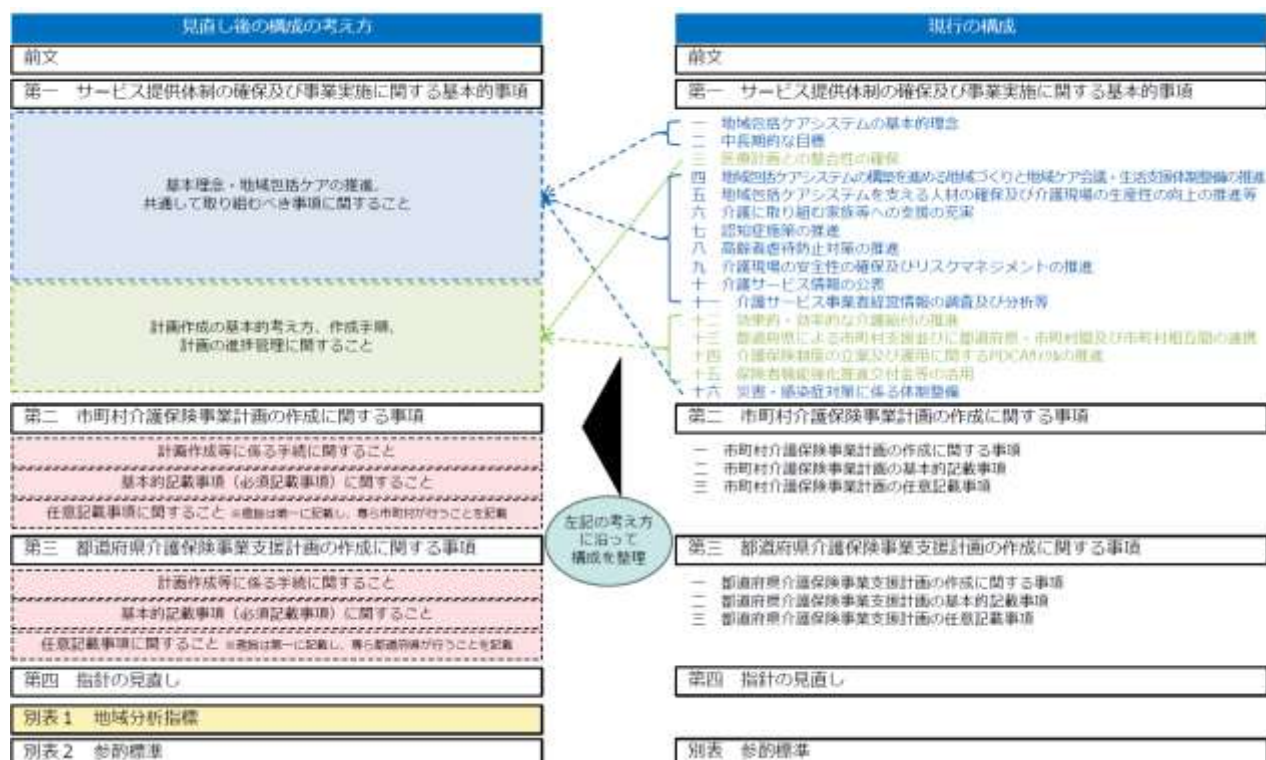
- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性。
- ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性。
- ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営。
- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進。
- ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。
- ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進。
- ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性。

○ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）。

(3) 基本指針の構成について

○令和8年3月9日の第134回社会保障審議会介護保険部会で示された基本指針の全体構成についての基本的な考え方は以下の通りです。



○令和8年6月29日の第135回社会保障審議会介護保険部会で示された基本指針の構成について、市町村介護保険事業計画の改正案は以下の通りです。

改正案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 - 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 - 要介護者等地域の実態の把握等 - 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 経過措置との連携 - 第10期の目標 - 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 - 他の計画との関係 - その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 - 日常生活圏域 - 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 - 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 2040年度を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に關して取り組むべき事項 - 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 - 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 - 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 - 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 - 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経費削減支援等 - 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 - 認知症施策の推進 - 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 - 地域包括支援センター及び生活支援、介護予防サービスの情報公表に関する事項 - 市町村独自事業に関する事項 - 災害に対する備えの検討 - 感染症に対する備えの検討	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 - 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 - 要介護者等地域の実態の把握等 - 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 中長期的な推計及び第10期の目標 - 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 日常生活圏域の設定 - 他の計画との関係 - その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 - 日常生活圏域 - 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み - 各年度における地域支援事業の量の見込み - 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 - 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 - 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 - 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 - 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 - 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 - 認知症施策の推進 - 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 - 地域包括支援センター及び生活支援、介護予防サービスの情報公表に関する事項 - 市町村独自事業に関する事項 - 災害に対する備えの検討 - 感染症に対する備えの検討

(4) 介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

- 第 10 期計画においても、サービス見込量の算定や 2040 年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要（第 9 期と同様）となります。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていません。
- 今後は、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうかという提案も示されています。

※第134回社会保険審議会介護保険部会（前期）開かれた後の変更箇所は赤字

〔注〕は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標

事項	確認すべき指標・状況	内容	〔備考〕把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地勢特性、交通機関の状況、地価状況、生活圏等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を把握すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢区分人口、高齢化率、世帯数（単世帯・高世帯率のみ）等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を把握すること。	見える化システム （新）人口モニタリング
三 人口動態	出生率、死亡率、健康寿命等	認定率の推計や介護サービス需要に資するため、死亡場所別の死亡率について、過年度の推移等を把握すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者の状況	要介護認定者数、要介護認定率等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護認定者の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を把握すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自治体内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用率、費率調整率、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR、Standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用率、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や自治体の状況等を把握すること。	見える化システム （新）自治体内の事業所によるサービス提供割合 介護サービス提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量（計画）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況、費用等	PfMSサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就業状況や費用率等の必要性等を踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を把握すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用人数、30床率、経費率、収支率等	サービス提供体制の現状や過年度を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の利用率等を把握すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者である入居者の状況等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設備状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を把握すること。	適正化システムの改修（新）、高齢者向け住まいに関する調査（多様なサービス）、活動、通いの場等、地域包括支援センター運営状況調査
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を把握すること。	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を把握すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス）、活動、通いの場等、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況を把握すること。	見える化システム （新）リーダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症専用居宅センター、認知症サポートセンター等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数、利用者数等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症専用居宅センターははじめとする地域の介護資源の機能や利用者等を把握すること。また、認知症カフェや車中泊、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、とれくらい活用されているかを把握すること。	各自治体で把握（介護支援センター、サポート区等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

(5) 国の認知症施策推進基本計画

- 令和 6 年 12 月「認知症施策推進計画」が策定されました。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づく計画です。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- ・認知症の本人・家族等の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。

⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人の等々の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立つて、認知症の人や家族等と共に推進する。

⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画に達成すべき重点目標等

- ・次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- ・地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

3. 大阪府の動向について

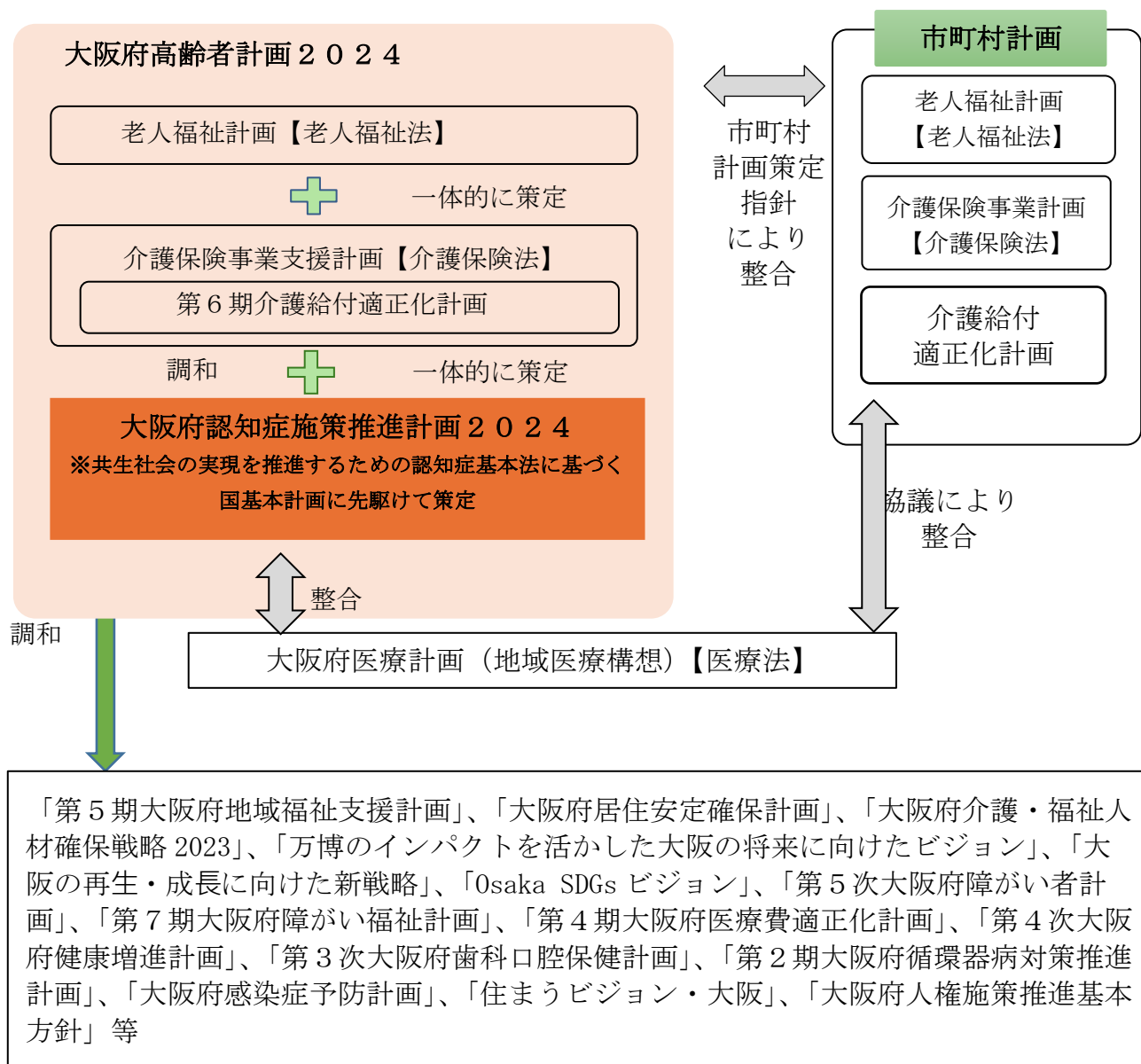
(1) 大阪府高齢者計画 2024 について

- 令和 6 年 3 月に「大阪府高齢者計画 2024（大阪府高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、介護給付適正化計画及び大阪府認知症施策推進計画）」（計画期間：令和 6～8 年度）が策定されました。
- 都道府県は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 9 に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条に基づき介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めるものとされています。
- 上記各計画は、高齢者が安心して生活を送ることを確保するという共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であるため、一体的に作成する旨が、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針で示されていることから、「大阪府高齢者計画 2024」として一体で策定しています。
- 都道府県介護給付適正化計画についても、国の適正化指針で、都道府県介護保険事業支援計画において定めるとされていることから、同計画の中に、「第 6 期大阪府介護給付適正化計画」として定め、介護給付適正化の推進を図っています。
- 同計画は、大阪府の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合・調和を図り策定しています。
- 現在、大阪府では次期計画として「大阪府高齢者計画 2027（仮称）」（令和 9～11 年度）の策定を進めています。

(2) 都道府県認知症施策推進計画について

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）第 12 条において、都道府県は、国の認知症施策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない、とされています。
- 大阪府では、認知症施策の総合的な推進を図るため、令和 5 年 6 月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号）に基づく国の基本計画の策定に先駆け、「大阪府高齢者計画 2024」と併せ「大阪府認知症施策推進計画 2024」を策定しています。

<参考>他計画との関係



(3) 大阪府高齢者計画 2027（仮称）について

- 大阪府では、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」の二つの計画に「介護給付適正化計画」と「認知症施策推進計画」を加え、一体的に「大阪府高齢者計画 2024」として策定しており、この計画期間が令和8年度末に満了することから、令和9年度以降の新たな計画を策定するものです。
- 医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」において、現行計画である「大阪府高齢者計画 2024」の取り組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和9年3月に計画を策定予定です。

4. 本市の動向について

(1) 河内長野市第6次総合計画の概要

- 本市では、行政だけでなく、市民や事業者など、まちに関わる皆さんが、それぞれの立場で行動するための”まちづくりの指針”として「河内長野市第6次総合計画」（計画期間：令和8～17年度）を策定しています。
- 基本構想は、理念とビジョン（10年後のめざす姿）を掲げるものです。市民の皆さんがまちの未来に“ワクワク”を感じることを目指してデザインし、また、まちづくりを身近に感じることをねらい、“卓上日めくりカレンダー”としています。
- 基本計画は、基本構想で掲げる理念とビジョン（10年後のめざす姿）を実現するために必要な施策を示すものです。これまでの“行政執行計画”から脱却し、市民の皆さんが見てもわかりやすい表現と基本構想のデザインを取り入れた明るいイメージに仕上がっています。
- 実施計画は、基本計画に示す施策ごとにさらに詳細な事業を掲載するものです。実施計画に掲載する各事業を計画的・効果的に推進することにより、基本計画に示す施策と指標を達成し、ひいては、基本構想に掲げる理念とビジョン（10年後のめざす姿）の実現につなげます。

基本構想／ビジョン

7 みんなが、主役。みんなが、ファン。

基本計画／未来に向けて行うこと

- ④ 認知症の人とその家族をはじめすべての高齢者が安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

【分野】 ④ 認知症の人とその家族等への支援体制の充実

10年間の指標 ●認知症に関する理解が進んでいる

基本構想／ビジョン

8 支えて、支えられて、活かし合って。

基本計画／未来に向けて行うこと

- ③ 高齢者や介護が必要な人が、安心して介護サービスを受けられるように、介護保険制度を適切に運営し、持続可能な制度を構築します。

【分野】 ③介護保険制度の適正な運営

10年間の指標 ●介護・福祉のサービスが受けやすい

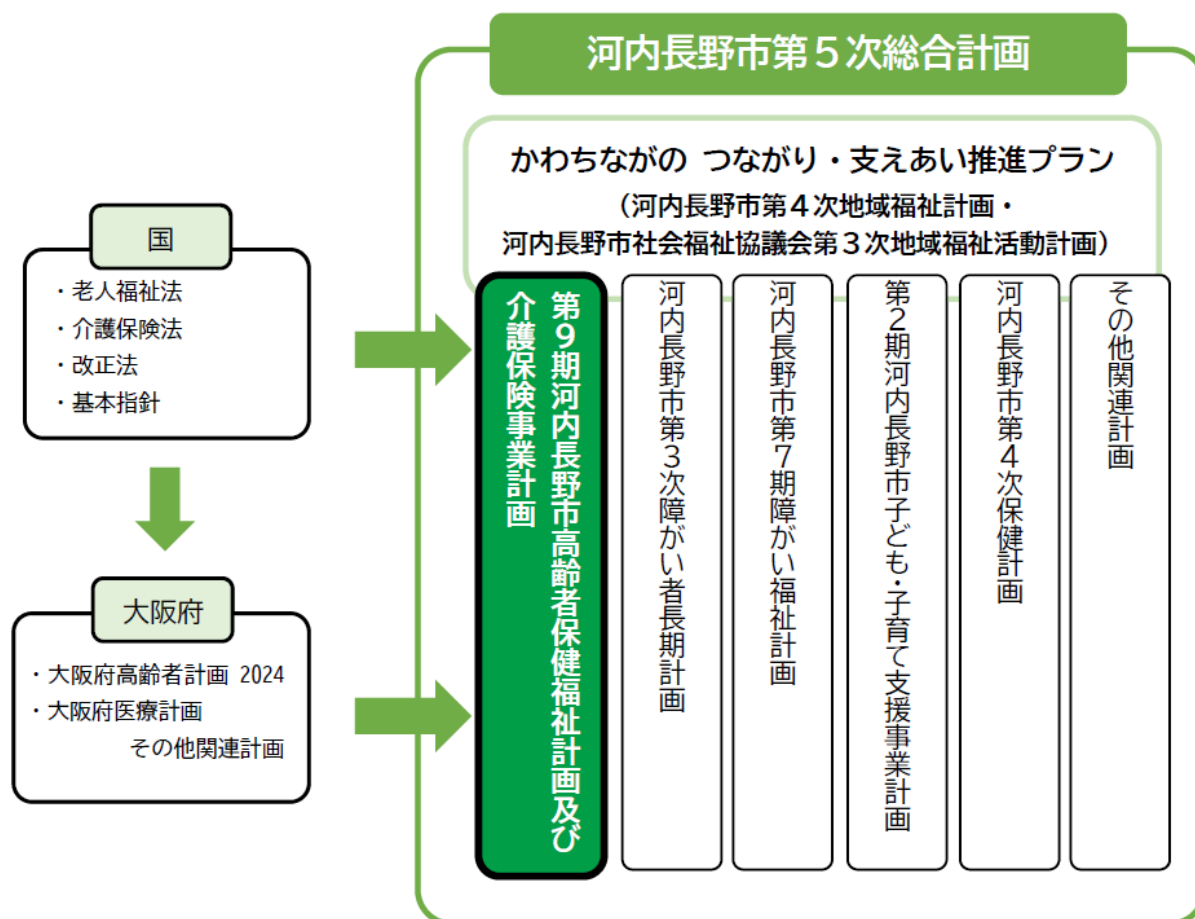
(2) 計画の法的根拠

○本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく介護老人福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

(3) 計画の位置付け

○第 9 期計画は、「河内長野市第 5 次総合計画」を最上位計画、「かわちながの つながり・支えあい推進プラン（河内長野市第 4 次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第 3 次地域福祉活動計画）」を福祉部門の上位計画とし、「河内長野市第 3 次障がい者長期計画」、「河内長野市第 7 期障がい福祉計画」、「第 2 期河内長野市子ども・子育て支援事業計画」、「河内長野市第 4 次保健計画」などとの整合性を図るとともに、厚生労働省が示す「介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以後、「基本指針」とします。）」及び「大阪府高齢者計画 2024」、「大阪府医療計画」等に即して策定しました。

「第 9 期河内長野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の位置付け

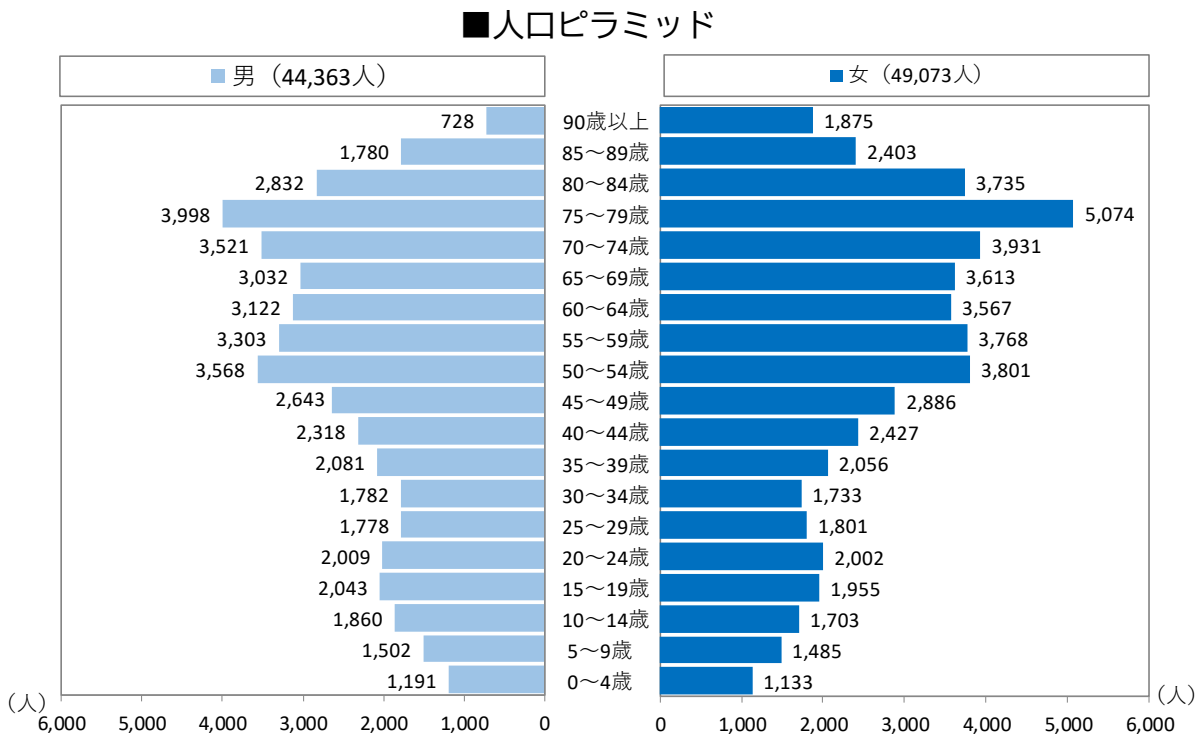


○第 10 期計画は、「河内長野市第 6 次総合計画」を最上位計画、「かわちながの つながり・支えあい推進プラン（河内長野市第 5 次地域福祉計画・河内長野市社会福祉協議会第 4 次地域福祉活動計画）」を福祉部門の上位計画として、関連計画と整合を図るとともに、国の基本指針や大阪府の次期計画に即して策定していきます。

5. 本市の高齢者を取り巻く概況

(1) 人口構造

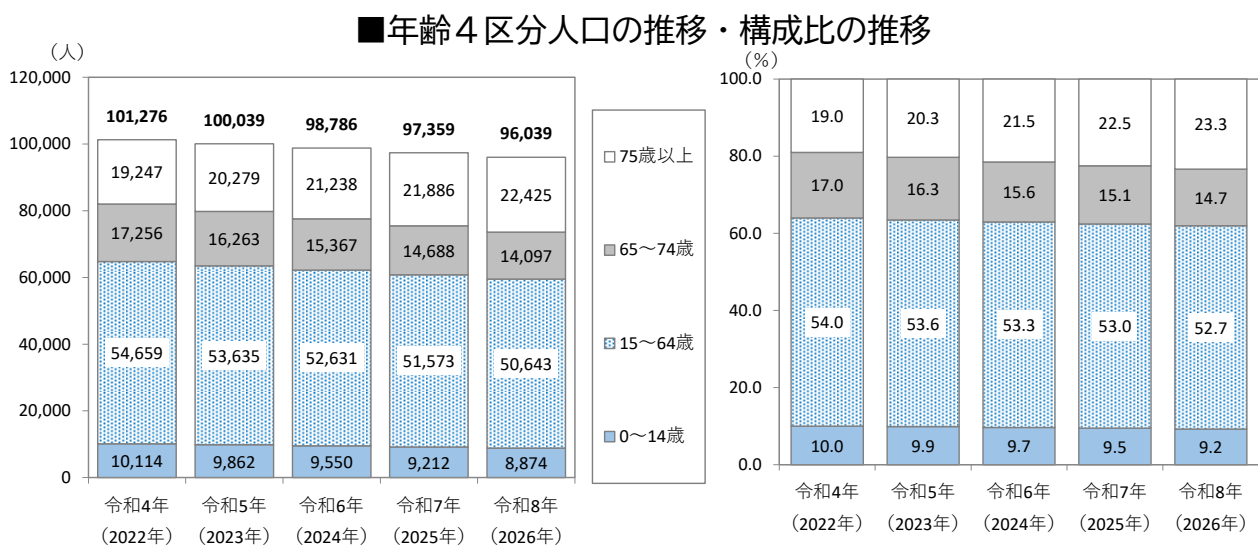
○本市の年齢5歳階級別の人口を性別にみると、男女ともに75～79歳の人口が最も多くなっています。



資料：住民基本台帳（令和8年3月末現在）

(2) 人口推移

○近年の人口は減少傾向で推移しています。年齢4区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少しています。一方、75歳以上の後期高齢者人口は増加しており、令和8年の後期高齢化率は23.3%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

主要施策（1）地域包括支援センター事業の推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 地域包括支援センターの機能強化	●地域包括支援センターの適切な人員・人材の確保に努めるとともに、相談対応、ケース対応における質の充実を図るため各種研修を積極的に活用するなど、職員のス킬アップに努めました。 ●具体的な運営方針、目標、重点課題等を設定し、毎月、市の担当課と定例会議を開催するなど実施状況を確認しながら効果的な事業運営を推進しました。 ●認知症高齢者の家族支援として、介護者家族の会の支援や認知症サポーター等の要請などに取り組みました。また、重層的支援体制整備事業に関する会議に出席し、意見交換を行うなどして障がい分野や児童福祉分野など他分野と連携強化を図りました。	地域福祉高齢課	A
② 地域包括支援センターの評価と情報の公表	●センターの評価指標に合わせて独自の評価、自己点検を行いました。 ●地域包括支援センターの情報発信においては、パンフレットの作成と配付、市広報紙、ホームページ、各種イベントでのPRなど、あらゆる機会を通じて周知啓発を行い、相談機会の充実に力を入れました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（2）地域ケア会議の推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 地域ケア会議を通じた地域支援体制の推進	●地域の複雑化する家庭環境や困難課題を解決するため、多職種専門職や関係者・関係機関と連携した「個別地域ケア会議Ⅰ」を適宜開催しました。 ●専門職（理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士）が参加する「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」を定期的に開催し、担当ケアマネジャーが要支援高齢者の生活課題を適切にアセスメントし、自立支援型ケアプランを作成できるように、支援しました。 ●地域包括ケア、重層的支援の実現のため、重層的支援体制整備事業にかかる会議に出席し、他分野との連携の充実を図るとともに、複合的な施策の支援を要するケースに当たっては関係機関等と連絡調整を行い、課題の解決に努めました。	地域福祉高齢課 介護保険課	A

主要施策（3）在宅医療・介護連携の推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 ア. 医療・介護連携に関する相談支援	●在宅医療・介護連携支援センターにおいて、月1回開催する医師、看護師、ケアマネジャー等による「まちのれんけい室市民相談会」を開催し、来所・電話での相談支援をおこないました。	地域福祉高齢課	A
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 イ. 地域住民への普及啓発	●在宅医療・介護連携支援センターにおいて、自治会等を通じ「まちのれんけい室市民相談出張版」として、地域住民へ医療・介護の提供体制についての相談・勉強会の開催を支援しました。	地域福祉高齢課	A
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 ウ. 多職種連携研修会の実施	●在宅医療・介護連携支援センターにおいて、地域ケア体制の強化を図るため、医療・介護・福祉の実務従事者を対象にスキルアップのための研修会を実施しました。	地域福祉高齢課	A
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 エ. 多職種連携ツールの作成	●在宅医療・介護連携支援センターから、情報共有ツールとして「れんけいレポート」を発行しました。 ●「マイ・ノート（エンディングノート）」の普及に努めるとともに、冊子「わたしの人生劇場」を作成し、センター、地域福祉高齢課等で配布しました。また、研修会を開催することにより、ACP（アドバンス・ケア・プランニング（人生会議））の普及啓発を行いました。	地域福祉高齢課	A
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 オ. ブルーカードシステムの推進	●在宅医療・介護連携支援センターにおいて、病状急変のリスクが高い在宅高齢者等の急変時に、円滑な搬送対応の一助となるブルーカードシステムを発行し、利用登録の周知啓発のためブルーカードシステム推進委員会を開催しました。	地域福祉高齢課	A
① 切れ目のない医療と介護の提供体制の推進 カ. いきいきフェスタの開催支援	●在宅・医療・福祉関係機関の連携推進によるネットワークづくりと医療や介護に関する地域資源の情報や多職種の活動について市民に周知啓発を行う「いきいきフェスタ」の開催に向けた支援を行いました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（４）地域における支えあい体制の整備

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 相談体制の充実	●市内３カ所に設置した地域包括支援センターにおいて、市や関係機関、専門職と緊密に連携しながら複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族に対し、ケースに応じた適切な支援につなぐなど相談支援に努めました。 ●多方面の施策の支援・連携を要するケースに関しては、市内各地域の「いきいきネット相談支援センター」に配置したコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を中心に関係機関や各種団体と連携し、総合的な課題の解決に努めました。 ●高齢者の金銭的トラブルや詐欺被害等への対策として、必要な方に消費生活センターでの相談を案内するなど、消費者被害の防止に努めました。	地域福祉高齢課	A
② 地域の見守り・支えあい体制の推進	●民生委員・児童委員や地区福祉委員会、老人クラブ等による地域の見守り活動の実施を支援しました。また、困難ケースの発生の際には、これらの地域支援団体と地域包括支援センター等の公的機関が円滑に連携できるよう体制の充実に努めました。 ●市内関係機関に第１層及び第２層生活支援コーディネーターを配置し、「日常生活の援助活動」、「地域の居場所づくり」や「移送支援活動」などのテーマごとに地域で情報共有・意見交換・検討を行う「協議体活動」を推進しました。 ●生活支援コーディネーターは、地域の支えあい活動の安定的な運営を図るため、住民主体の活動団体と定期的な意見交換や研修・研究会を実施し、必要な支援を行いました。	地域福祉高齢課	A
③ 家族介護者のための支援	●地域包括支援センターは、介護に関する正しい知識や技術を習得し、家族介護者自身の心身の健康づくりについて学ぶ「介護の知恵袋」を開催し、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図りました。 ●家族介護者同士が、日々の介護に関する悩みや疑問をお互いに気軽に話し合う「介護の知恵袋ミニ」を開催し、家族介護者同士の交流の促進を図りました。 ●ヤングケアラーを含む家庭における介護負担軽減に向けて、高齢、障がい、子どもなど多分野による連携体制の構築を進めました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（５）日常生活を支えるサービスの充実

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 在宅高齢者福祉サービスの充実 ア．総合見守りシステム運営事業	●安否確認や救急養成など従来の機能に加えて、熱中症の危険があるときや災害時避難情報が発信された際の音声通知のほか、認知症高齢者等がひとり歩きをした際に位置情報の検索がおこなえる機能をもつ新機種機械の利用拡大により、見守り機能の更なる充実を進めました。	地域福祉高齢課	A
① 在宅高齢者福祉サービスの充実 イ．食の自立支援（配食サービス）事業	●ひとり暮らし高齢者宅等へ栄養バランスのとれた昼食を届けることにより、食生活の安定と栄養改善を実現し、定期的な状況把握とあわせながら高齢者の健康の保持と食生活の自立を図るため、配食サービスを実施しました。 ●また、配食時の訪問により孤立感の解消に努めるとともに安否確認を実施しました。	地域福祉高齢課	A
① 在宅高齢者福祉サービスの充実 ウ．ひとり暮らし高齢者等訪問実態調査	●市内に在住するひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問することにより、支援を必要とする方の早期発見と相談窓口の周知啓発に努めました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（６）介護サービスの質の向上と介護保険事業の適切な運営

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① サービスを円滑に利用するための支援 ア. 適切な要介護認定	●要介護認定の適正化を保つため、新規申請、更新申請、及び区分変更申請全件点検を実施し、認定審査会資料の事前確認を行い、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修などを実施しました。	介護保険課	A
① サービスを円滑に利用するための支援 イ. 利用者のサービス選択に対する支援	●介護保険制度に関するパンフレットを窓口等で市民に配布しました。 ●介護保険事業所・施設リストを作成し、毎月更新の上、窓口等で配布しました。また、同リストを市ホームページに掲載し「介護サービス情報の公表制度」と併せて情報提供を行いました。 ●介護サービス事業者等に対しては、「介護サービス情報の公表制度」のリーフレットを活用し情報の公表を促しました。	介護保険課	A
① サービスを円滑に利用するための支援 ウ. 低所得者への支援	●介護保険料に対する支援としては、公費を追加投入し軽減強化を図りました。さらに、生活困窮者減免を中心とする減免制度の周知及び受付を行い、介護保険料の軽減を図りました。 ●介護保険サービス自己負担額の支援としては、「高額介護（予防）サービス費」、「特定入所者介護（予防）サービス費」、または「社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度」などの申請に対して速やかに対応しました。	介護保険課	A
② 介護サービスの質の向上 ア. 介護サービス相談員派遣事業の充実	●派遣希望のあった介護保険施設等に介護サービス相談員を派遣し、概ね1施設につき月2回の訪問を行いました。	介護保険課	A
② 介護サービスの質の向上 イ. 苦情相談への対応	●苦情相談については、利用者及び事業者から聞き取りを行い、解決に向けて関係機関等と連携し、速やかな対応に努めました。	介護保険課	A
② 介護サービスの質の向上 ウ. 介護サービス事業者に対する助言・指導	●適正で質の高いケアプランが作成されるよう、介護支援専門員からの支援困難事例等の相談に対応し、助言等を行いました。 ●ケアプランチェック点検やケアネットワーク会議等の機会を活用し、介護支援専門員と意見交換を行い、地域の実情を把握するよう努めました。 ●また、介護支援専門員等が研修会を開催するにあたり、研修内容を協議するなど、その活動を支援しました。	介護保険課	A
② 介護サービスの質の向上 エ. 介護サービスの人材確保と資質向上	●府・事業者・市町村で構成する南河内地域介護人材確保連絡会議において、大阪府の補助事業、市町村での取り組みや事業者の状況などを情報共有し、人材確保のための施策等を検討した。 ●市広報紙等を通じ、介護サービス事業者等やそこで働く人々の情報を掲載することで、介護職・介護業務の魅力発信に努めた。 ●大阪府と協力し、介護助手の導入を検討する事業所と介護助手の仕事に興味をもっている求職者をつなぐマッチング事業を実施した。 ●事業対象者や要支援認定者の自宅を訪問して家事援助Aを行うサービス（訪問型サービスA事業）に従事する者の養成研修を行った。	介護保険課	A
③ 介護給付等適正化事業の推進 ア. 要介護認定の適正化	●認定審査会前に各資料を全件確認し、不整合の有無を確認し、疑義が生じた場合は、随時認定調査員に確認を行いました。また、認定調査員に対する研修等を実施しました。	介護保険課	A
③ 介護給付等適正化事業の推進 イ. ケアマネジメント等の適正化	●大阪府国民健康保険団体連合会（国保連合会）の介護給付適正化システム等を活用し、ケアプランが利用者の自立へつながるものとなっているか、介護支援専門員との面談を通じて確認しました。 ●住宅改修及び福祉用具購入・貸与について、国保連合会の介護給付適正化システム等を活用し、ケアプランや認定調査結果等との整合性の確認を行い、必要に応じてケアプラン点検時にも確認しました。	介護保険課	A
③ 介護給付等適正化事業の推進 ウ. 医療情報との突合	●国保連合会の介護給付適正化システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用い、給付状況を確認しました。また、疑義のある場合は関係機関に確認を行い、必要に応じ過誤申立等を行いました。	介護保険課	A
③ 介護給付等適正化事業の推進 エ. 縦覧点検	●国保連合会から提供される情報に基づいて、算定期間・回数の誤りや不正の疑いがある請求等について給付状況を確認しました。また、疑義のある場合は関係機関に確認を行い、必要に応じ過誤申立等を行いました。	介護保険課	A
③ 介護給付等適正化事業の推進 オ. 給付実績の活用	●国保連合会から提供される給付実績等の情報を適宜確認し、不適切・不正な給付がないか確認しました。また、疑義内容についてケアプラン点検時等において関係機関に事実確認を行いました。	介護保険課	A

基本目標2 介護予防と健康づくりの推進

主要施策（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 介護予防・生活支援サービス事業の推進	●住民主体による家事援助サービスや、シルバー人材センター会員による家事援助サービスに対して、運営経費の一部としてそれぞれの団体に補助金を交付しました。 ●事業対象者や要支援認定者の自宅を訪問して家事援助を行うサービス（訪問型サービス・活動A）に従事する者の養成研修を行いました。 ●事業対象者及び要支援認定者を対象に、通所介護施設または対象者の自宅において主に筋力アップを目指す短期集中型（３ヶ月間）の介護予防事業を実施しました。 ●地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、事業対象者や要支援認定者が要介護状態となっても、総合事業を継続利用できるよう制度改正を行いました。	介護保険課	A
② 一般介護予防事業の推進	●地区福祉委員会等の地域団体と連携の下、認知機能や筋力を向上する簡単な運動を通して介護予防を啓発する「元気アップ教室」などを各地域で開催し、身近な場所での介護予防活動の展開を図りました。 ●国立長寿医療研究センターにより開発されたコグニサイズを活用した教室などを開催しました。 ●街かどデイハウスをはじめとした地域住民の運営による通いの場を対象に、地域介護予防活動支援事業補助金を交付し、運営活動の円滑化を図りました。	介護保険課	A
③ 自立支援型ケアマネジメントの推進	●専門職（理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・管理栄養士）が参加する「自立支援会議（個別地域ケア会議Ⅱ）」を定期的に開催しました。 ●リハビリテーション専門職が要支援高齢者の自宅を訪問する「アセスメント訪問」により、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが適切なアセスメントが行えるよう支援しました。 ●自立支援会議やアセスメント訪問により、担当ケアマネジャーが要支援高齢者の生活課題を適切にアセスメントし、自立支援型ケアプランを作成できるよう、支援しました。	介護保険課	A
④ 多様な主体による介護予防活動の推進	●地域住民主体による介護予防運動の集いの場の立ち上げや活動継続を支援するため、理学療法士や健康運動指導士等による指導を行いました。 ●地域住民主体による介護予防運動の集いの場の運営を支援するために、介護予防ボランティア「元気アップフレンズ」を養成しました。 ●街かどデイハウスをはじめとした、住民主体の運営による地域の通いの場の円滑な運営を支援するため、運営費用の一部を補助しました。また、団体間の交流会を行い、活動の活性化を図りました。 ●民間事業者等の運営による介護予防事業などに関する情報提供を行いました。	介護保険課	A

主要施策（２）健康づくりの啓発と支援

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 健康教育の推進と意識の啓発	●市民が生涯にわたり心身ともに健康的な生活を維持できるよう、運動や食生活、歯と口の健康、生活習慣病、休養・睡眠、心の健康についての講座を開催し、正しい知識の普及と予防意識の向上を図りました。	健康推進課	A
② 生活習慣病予防対策の強化	●生活習慣病予防講座を開催し、医師、健康運動指導士、管理栄養士等の講義の中で、生活習慣病の病態や早期発見・治療についてや、望ましい食生活、運動習慣などについての正しい情報を提供することにより、生活習慣病の発症を予防する「一次予防」に重点をおいた取組みを行いました。	健康推進課	A
③ がんの早期発見・早期治療の推進	●保健センターで実施するがん検診等で、国立がん研究センターが作成したがん予防のチラシを配布し周知に努めました。また、禁煙相談等を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行いました。 ●対象者に個別通知を行う等、がん検診の受診率向上に努めました。また、がん検診実施医療機関の協力のもと、要精密検査者への受診勧奨を行い、精密検査の受診率向上にも取り組みました。	健康推進課	B
④ 地域活動の支援	●食生活改善推進員の定例会（毎月１回）の中で、地域における食育活動についての助言や会員の資質向上のための研修会を行うことにより、活動の支援を行いました。 ●食生活改善推進員養成講座を隔年で開催し（次回は令和９年度）、食に関する講義や調理実習、運動実技等を行い、新規会員の増加に努めました。	健康推進課	A
⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	●“高齢者への個別支援（ハイリスクアプローチ）として、健康状態が不明な高齢者や、低栄養状態の可能性のある高齢者、口腔フレイルの可能性のある高齢者、高血圧または高血糖により重症化の可能性のある高齢者に対して、アンケートや健康相談の案内送付や、電話や訪問などによる相談支援を実施しました。 - また、40歳以上が参加する高齢者の通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）としてフレイル予防の普及啓発、健康教育・健康相談を行いました。	保健医療課	A

基本目標3 認知症施策の推進

主要施策（1）認知症の人とその家族等への支援体制の充実

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 認知症の人と共生する地域支援体制の構築	●認知症地域支援推進員は、認知症支援施策の総合的な推進役として認知症の人や家族等への個別相談支援活動に努めるとともに、医療・介護等の支援機関と連携し、地域における認知症支援ネットワークの構築を進めました。 ●「認知症あったかねっと（河内長野市認知症地域連携連絡会）」等の機会を通じ、認知症の人や家族等の意見を聴き、取組みを推進しました。 ●「河内長野市認知症あったか安心マップ」を作成し、地域住民や支援関係機関に配布することにより、認知症ケアについての情報の普及を進めました。 ●「世界アルツハイマーデー（9/21）」を契機として、認知症に関する資料を展示するなど、広く市民に認知症に対する正しい理解の普及に努めました。 ●認知症啓発講演会など、認知症の人や家族が共に参加できる啓発イベント等の実施を支援しました。 ●地域住民による支援体制を整えるために、「認知症サポーター養成講座」を実施しました。子どもの頃から認知症を正しく理解し、適切な対応ができるようになるため、小・中学校における「認知症サポーター養成講座」の実施も行いました。 ●キャラバン・メイト連絡会を実施し、認知症サポーター養成の講師役である認知症キャラバン・メイト同士の情報交換やスキルアップ、まちづくりのためのネットワーク構築を支援しました。 ●「まちかどカフェ（認知症カフェ）」等で活動するボランティア「認知症パートナー」の養成を進め、認知症の人の社会参加を援助する人材の育成を進めました。 ●認知症パートナーをはじめとしたボランティアが、公的サービスだけでは補えないきめ細やかな支援活動を円滑に行えるよう支援しました。 ●令和3年8月から実施されている「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」の充実を図りました。	地域福祉高齢課	A
② 本人支援・若年性認知症の人への支援	●認知症の人たちが、情報交換をしたり、共に行動し、協力することができる「当事者の集いの場」「本人ミーティング」等の活動を支援しました。 ●地域で暮らす認知症の人や家族に寄り添い、個別支援を行う「チームオレンジ」等の活動を支援しました。	地域福祉高齢課	A
③ 医療的ケア・介護サービス・介護者への支援	●「まちかどカフェ」の運営支援や認知症家族の会の活動支援に努めました。 ●「認知症家族介護者教室」を開催しました。 ●認知症高齢者の一人歩きによる事故等を未然に防ぐため、「認知症高齢者SOSネットワーク」事業の充実を図りました。 ●「認知症地域支援推進員」は、認知症疾患医療センターをはじめとした地域の医療機関や介護サービス及び支援関係者等と連携することにより、認知症の人やその家族に対して、個別の容態やニーズに応じた効果的な支援を行いました。 ●認知症ケアに携わる支援者の対応力の向上を図るため、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーター等の積極的な活動を推進し、支援者向け研修の企画・実施を進めました。 ●認知症が疑われる症状が発生した時から、支援や介護が必要になる状態までの段階に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることが適切なのかを示す「認知症ケアパス」を作成・更新し、医療・介護等の支援関係機関が、より効果的なケアを行うことができるよう情報提供に努めました。	地域福祉高齢課	A
④ 認知症予防の推進	●より早期の段階から気軽に認知症の相談ができる「もの忘れ相談会」を定期的に開催するとともに、地域包括支援センターをはじめとした相談機関の周知に努めました。 ●認知症サポート医と地域包括支援センターの専門職がチーム（おれんじチーム）を組織し、初期段階の認知症の人に包括的・集中的な援助を行う「認知症初期集中支援事業」を推進しました。	地域福祉高齢課	A

基本目標4 高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり

主要施策（１）高齢者虐待防止対策の推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 高齢者虐待防止に向けた体制の強化	●平成13年3月制定の「思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざして、高齢者の人権問題をはじめ、人権上の諸問題についての講演会や啓発展示等を毎年開催し、広く市民に周知・啓発を図りました。 ●地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、地区福祉委員、老人クラブ、自治会等による地域の見守り活動の実施を支援しました。また、虐待相談の中核機関である地域包括支援センターが中心となり、行政や専門機関等と密接に連携を図りながら、地域の高齢者虐待防止ネットワークの構築を推進しています。 ●高齢者虐待の防止、早期発見、および被害高齢者や養護者への適切な支援を行うため、地域包括支援センターの役割や相談通報窓口を住民へ徹底周知するとともに、制度に関する啓発活動を行いました。併せて、市やセンター職員の研修参加による専門性の強化、さらに、関係機関や地域団体が参画する会合へ積極的に参加し、意見や情報交換を通じて強固な連携協力体制構築を図りました。 ●養介護施設等における虐待防止および身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進するため、職員の介護技術向上に加え、虐待防止への意識を高め現場での実践へとつなげるよう、体系的な研修を実施します。これらの活動を通じて、施設内における虐待や不適切なケアの発生を未然に防ぐ体制構築を図りました。 ●介護サービス相談員による利用者の声の把握に努めるとともに、市関係課および関係機関（大阪府、国保連合会等）との連携体制を強化しています。また、相談内容に基づき、事業者への適切な指導・助言及び支援を行いました。	人権推進課 地域福祉高齢課	A
② 高齢者虐待への対応強化	●高齢者虐待に関する相談・通報等を受けた場合には、速やかに行政や地域包括支援センター職員を中心とした「コアメンバー会議」を開催し、虐待の有無・緊急性の判断等を行うとともに、対応方針について協議・検討しながら、チームとして適切な事案対応を行っています。 ●虐待等により高齢者の生命・身体に深刻な危険が及ぶおそれがある場合、迅速かつ安全に避難できるよう、一時保護を目的とした居室（緊急シェルター）の確保を図りました。関係機関と連携し、必要時に即座に対応できる体制づくりに努めています。 ●高齢者の長期的な保護が必要な場合は、多様な社会福祉施設や公営・民間住宅等の協力体制を確保し、適切な居住先や支援サービスの調整を行いました。また、認知症等によりサービス利用契約の締結が困難な場合や、特別な配慮を要する場合には、老人福祉法に基づく措置制度等を適宜活用し、高齢者の安全の確保に努めています。 ●高齢者虐待の事案に対応する行政及び地域包括支援センター職員の確保、体制の整備に努めるとともに、職員のスキルアップ研修や権利擁護担当者連絡会議等での対応事例の検証等を通じて、対応技量の維持・向上を図りました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（２）成年後見制度の利用促進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 成年後見制度の利用促進に向けた体制の強化	●成年後見制度の利用に際し、関係機関・部署と連携を図り、迅速な情報収集と支援体制の形成に努めました。 ●制度内容や手続き等の一般相談にとどまらず、金銭管理・契約締結支援などの個別事情に応じた多角的な援助を視野に入れた相談が行えるよう体制づくりを進めました。	地域福祉高齢課	A
② 成年後見制度利用支援施策の推進	●近年、大きく移り変わりゆく成年後見制度の情報収集に努めるとともに制度利用促進に向けた専門的助言・支援や支援専門機関との調整を行い、協議会の事務局として地域におけるネットワークのコーディネートを行う後見支援センター（中核機関）を設置して必要な方に成年後見制度の支援が行き届くよう周知啓発や体制の充実に努めました。	地域福祉高齢課	A
③ 市民後見人の養成と支援	●増加の一途をたどる成年後見制度の利用ニーズに応えるため「市民後見人」の養成とフォローアップを実施しました。	地域福祉高齢課	A

基本目標5 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

主要施策（１）高齢者にやさしい住環境づくりの推進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 高齢者にやさしいまちづくりの推進	●公共交通維持・確保の観点から、高齢者の方に公共交通の利用促進を図るため、おでかけチケットを交付しました。 ●上記と同様の目的で、公共交通の利用促進を図るため、バス無料デーを実施しています。	まちづくり推進課	A
② 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	●高齢者が住み慣れた自宅で安心して長く過ごせるよう、心身の状態に応じた住宅のバリアフリー化を推進しました。住宅改修を希望する高齢者に対し、作業療法士等の専門家が住宅環境をアセスメントする指導等を実施し、個々の身体状況に合わせたより効果的かつ適切なバリアフリー改修の実現を支援しました。 ●高齢者向け住宅が多様化する中、高齢者やその家族がライフスタイルや将来的な介護ニーズを踏まえ、最適な住まいを主体的に選択できるよう、関係機関と連携した情報提供の充実に努めました。	地域福祉高齢課	A

主要施策（２）災害・感染症への備え

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 災害・感染症に対する備えと支援	●平常時から、災害発生時に迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行い、民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を配布しています。また、避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の作成をケアマネジャーや民生委員、地域の自主防災組織などと連携し、進めています。 ●災害時情報共有システムの活用により、発災時の迅速な情報収集に努めるとともに災害時の備えについて関係施設・事業所等への周知啓発に努めました。	危機管理課 地域福祉高齢課 介護保険課	B

基本目標6 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

主要施策（１）高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

取組み・事業	主な取組み状況	担当課	進捗状況 (A～D)
① 生きがいづくり活動の推進	●要請に応じて出前講座を実施し、認知症問題の啓発や相談窓口の周知をおこなうなど、高齢者の興味づくりに資する活動を行いました。 ●老人クラブ活動の活性化をめざし、友愛訪問や社会奉仕活動、スポーツ活動などに対する支援を行いました。 ●更なる高齢者の社会参加や生きがい活動の拠点となるよう、地域福祉センターの在り方検討を実施しました。	地域福祉高齢課	A
② 社会参加の促進	●職を求める高齢者、生活困窮に陥って支援を求める高齢者などに対し、地域就労支援センターやハローワーク河内長野との連携を図りました。また、各種就職情報の収集に努めるとともに、可能な限り高齢者が社会の中でやりがいをもって就労することができるよう相談体制の充実に努めました。 ●高齢者個々の能力に応じて短期的、臨時的な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの運営と会員確保を支援しました。	地域福祉高齢課	A

高齢者保健福祉計画等推進委員会の概要について

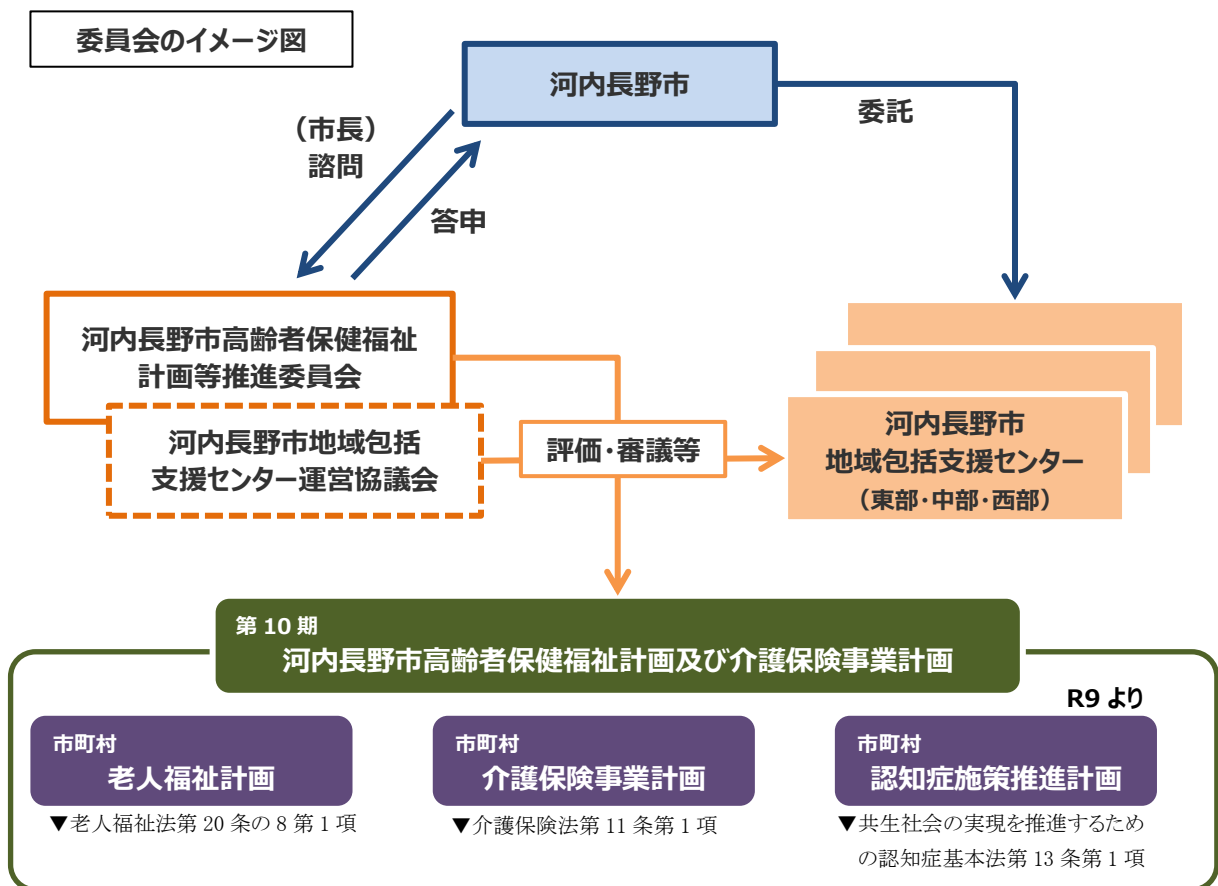
1. 概 要

名 称： 河内長野市高齢者保健福祉計画推進委員会

種 別： 執行機関の附属機関

所掌事務： 市が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること並びに地域包括支援センター、地域密着型サービスその他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関することについての審議等に関する事務

2. 役 割



○本委員会は、執行機関の附属機関として市長の諮問に応え、政策審議を行う場です。

○具体的には、上記の保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期計画より認知症施策推進計画も含む。）の策定に際する意見や議論、既存計画の実施状況にかかる評価を行います。

○また、地域包括支援センター運営協議会を兼ねているため同センターの運営に関する協議についても本委員会の所掌となります。

○河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会運営要綱

平成 12 年 11 月 9 日

要綱第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、河内長野市附属機関設置条例（平成 24 年河内長野市条例第 35 号）第 2 条の規定により設置する河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員)

第 2 条 委員会の委員は、15 名以内とする。

2 委員は、学識経験者、医療、保健及び福祉の関係者、介護保険の被保険者などのうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、その職を免じることができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に、会長及び副会長それぞれ 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(関係職員等の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員その他の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、別に定める部署で処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(河内長野市老人保健福祉計画等市民懇談会設置要綱の廃止)

2 河内長野市老人保健福祉計画等市民懇談会設置要綱（平成 4 年河内長野市要綱第 18 号）は、廃止する。

附 則（平成 15 年 9 月 30 日要綱第 57 号抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 4 日要綱第 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 15 日要綱第 40 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 25 日要綱第 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。